

福島正夫筆写・旧登記法制定に関する司法省資料・紹介(二)

——「登記法請議按并附属書類」その他——

清水 誠
高橋 良彰 編
吉井蒼生 夫

目次

〔解説〕

- 一 本資料の意義
 - (1) 旧登記法制定までの歩み
 - (2) 司法省文書の意義
 - 二 本資料について
 - (1) 本資料の由来
 - (2) 本資料の概要
 - 三 資料紹介の順序
- I 内務省関係
- (1) 内務省の登記條例制定請議案
 - (2) 井上毅意見書

- (3) 井上意見書に対する反駁
- II 司法省作成登記條例原案関係
 - (1) 岩村司法大輔意見書
 - (2) 登記條例創定請議書 (司法大臣山田顕義から内閣総理大臣伊藤博文あて)
 - (3) 登記條例 (案)
 - (4) 登記條例説明書
- III 登記税収支関係
 - (1) 登記税及支出概計書
 - (2) 登記料収支予算 (その一)
 - (3) 登記料収支予算 (その二)
- IV 登記條例修正案関係
 - (1) 登記條例第一次修正案理由付
 - (2) 登記條例再修正案
 - (3) 登記條例再修正案説明書
 - (4) 登記條例再修正案の修正
- 参考資料 登記法 (明治一九年)
- V 登記法取扱手続関係
 - (1) 登記條例取扱手続 (案)
 - (ア) 修正前
 - (イ) 朱書・付箋による修正
 - (2) 登記申請手続
 - (3) 登記法取扱規則
- VI 登記法施行後関係
 - (1) 登記法前途の方針 (總務局長箕作麟祥)
 - (2) 司法省民第五二九号 (民事局長南部甕男)
 - (3) 登記機関及び登記事務一般その他

(以上、三三、卷二号)

〔後記〕

- 一 民法から見た本資料の意義（清水誠）
- 二 登記條例に関する司法省決裁稟議書（高橋良彰）
- 三 福島正夫先生と登記制度研究（吉井蒼生夫）

（以上、本号）

凡例

- 一 資料の中で「」を付した部分は編者による記入とする。前回の（一）では、「」を付したが、今回の（二）では改めた。
- 二 旧字の扱いについては、（一）資料Ⅱ〔前注〕に記したところによる。すなわち、福島筆写文書が用いている字を尊重するのを原則とする。（二）で「売」としたのは、この原則からすると誤りで、「賣」が正しい。
- 三 （一）で「舩」と表示した字は、筆跡を検討した結果、すべて「船」と表示することとした。

資料Ⅳ 登記條例修正案関係

〔前注〕 ここには、司法大臣から内閣総理大臣に提出された登記條例案（資料Ⅱ③）から一八八六年（明治一九年）に成立した登記法までの変化を示す資料を紹介する。これらの資料（後述B、C、D）は、元老院下付までのものであるが、現在のところ、他にその存在は知られていない貴重なものである。

それぞれについて述べるように、これらの資料は、墨書と朱書で書かれており（墨書のみによる資料Ⅳ③を除く）、その原形をここに示すのは困難であるので、それぞれの墨書による元の形と朱書により修正された形とに分離して整理し、別個に示すこととした。その整理した結果を示すと、原案（A）から成立法（E）までの間に、両者を含めてつぎの諸案が認められることになる。

- A 内閣への提出案（資料Ⅱ③）
 - B Aに対する第一次修正案（資料Ⅳ①）理由付
 - C Bに対する再修正案（資料Ⅳ②）その理由書（資料Ⅳ③）
 - D Cに対する修正案（資料Ⅳ④）
- 〔ここに元老院による審議が入る〕

E 成立法（参考資料）

AからDまでの修正がどの部局によって行なわれたかについては、不明である。福島先生による推測が記入されている場合には、それを紹介しているが、それ以上の推測を加える材料はない。ただ、いずれもが、司法省の資料に含まれていたことからすれば、内閣への提出後も、原案を作成した司法省との連絡の上で行なわれた作業であることは疑いない。内容的にみると、AからBへの変化は、条文の数の増加は著しいが、実質の変化はさほどではなく、容易に辿ることができる。これに対して、BからCへの変化には若干異質なものが感じられ、原案の起草者とは離れた立場の者の手によるものであるかとも思われる。CからDへの変化には、Bに戻る感じの修正が目立っている。なお、法制局における修正については、「登記条例調査委員」があたったようで、法制局案Ⅱ元老院下付案はDにきわめて近いものである。

資料Ⅳ① 登記条例第一次修正案理由付

〔前注〕福島筆写文書の一三七丁に、先生のメモ書きがあり、「登記条例 第一次修正案」という題、および

「之は恐らく内閣法制局に於ての修正であろうと思われる。修正理由書中「司法省ノ提案ニ依レバ」云々とあるからである。それとも或は内務省あたりか？」というメモが記されている。この点に関する新しい知見は現在のところ存在しない。

この文書の体裁は、資料Ⅱ(3)の「登記條例(案)」を墨書により記し、修正(削除・加筆)を朱書により記入し、両者を合体した形で記されている(福島筆写文書はその状態のまま筆写している)。例えば、

「登記スヘキモノトス」を「登記ヲ請フ可シ」と修正してある場合、

「登記(以上、墨書)ヲ請フ可シ(以上、朱書)スヘキモノトス(以上、墨書)した上で朱線で抹消してある」と続けて書かれている。

条文自体の異動についても、例えば、第三条から第五条までの新しい条文が追加されたようなときは、それら三つの新条文が朱書で示されたあとで、原案の第三条が墨書で掲げられ、それを朱書で第六条と修正するというように、同じような、原案と修正案を墨書と朱書で書き分ける手法で示されている。

各条につき、条文のあと、朱書による理由が記されている。

条文の数は、資料Ⅱ(3)の二八条に対して、三九条と増加している。

以上のような体裁を原物の通りに示すことが望ましいのはいうまでもない。しかし、印刷上著しく困難であるので、ここでは、修正の結果を取り入れ、すなわち朱書によって整理した結果の条文を掲げることにした。修正の箇所については、資料Ⅱ(3)と対比して確かめていただきたい。

(一三八丁～一八四丁)

登記條例

第一章 總則

第一條 地所建物船舶ノ賣買讓与質入書入ノ登記ヲ請ントスル者ハ本條例ニ從ヒ其物件所在地登記官署ノ簿冊ニ登記ヲ請フ可シ

理由 本條ヲ修正シタルハ第二條以下ノ理由ニ依ル

第二條 地所建物船舶賣買讓与質入書入ノ登記ハ始審裁判所長之ヲ監督ス可シ

理由 司法省ノ提案ニ依レハ「この箇所に、「之は別の布告による」という福島メモがある」本條例ノ施行ハ治安裁判所ヲシテ之ヲ執行セシムルモノトスルモ其実際ニ於ケル治安裁判所ハ全国僅ニ二百九十四廳ノ少数ニ過キサルヲ以其多クハ之ヲ戸長役場ニ委付セサルヲ得ス故ニ名ハ以テ行政司法ノ區別ヲ明ニスルモ其実ハ旧ニ依リ戸長ノ専務ニ属スルナキヲ免レサレハ終ニ之カ宿弊ヲ除ク能ハサルノミナラス治安裁判所自ラ其地位ニ在テ之ヲ司掌シ旁ラ戸長ノ執務ヲ監督スルハ其責任ヲ混同スルノ不都合ナシトセス依テ其監督ハ始審裁判所ニ委付セラレ其実際ノ事務ハ第三條以下ニ記スルカ如ク治安裁判所其他ニ属スルモノトスレハ其責任ノ歸スル所判然シ随テ復タ従前ノ弊害ヲ一洗スルヲ得ヘシ則本條ヲ設クルノ必要ヲ認ムル所以ナリ

第三條 登記事務ハ治安裁判所ニ於テ之ヲ取扱フモノトス治安裁判所設置セサル地方ニ於テハ郡区役所ヲシテ之ヲ取扱ハシメ又郡区役所ニ隔絶シタル地方ニ於テハ特ニ司法大臣ノ指定スル處ニ於テ之ヲ取扱ハシム

理由 本條ヲ設ケタルハ登記ノ事務ヲシテ司法部内ニ属スルモノトスレハ治安裁判所ヲシテ之ヲ取扱ハシメサルヲ得ス然ルニ全国少数ノ治安裁判所ニ限り之ヲ取扱フモノトスレハ人民ノ不便亦少ナカラス依テ治安裁判所設置セサル地方ニ於テハ郡区役所ヲ以テシ又郡区役所ニ隔絶シタル地方ニ於テハ便宜司法大臣ノ指定ス

ル處ニ於テ之ヲ取扱ハシメントスルニアリ

第四條 登記事務ヲ取扱フ官署ノ位置及其管轄ノ区域ハ司法大臣之ヲ定ム

理由 本條ヲ設ケタルハ登記ノ事務ヲ取扱フ官署ノ多少及其管轄ノ区域ハ實際ノ宜ニ從ヒ司法大臣ノ定ムル所ニ

依ラシメントスルニアリ

第五條 登記事務取扱ニ付テハ当該官吏ハ其地方管轄始審裁判所長ノ監督ヲ受クルモノトス

理由 本條ヲ設ケタルハ本條例執行ニ付テハ治安裁判所郡区役所其他ノ当該官吏ハ始審裁判所長ノ監督ヲ受ルコ

トヲ明ニセントスルニアリ

第六條 登記簿ニ登記ヲ為サ、ル地所建物船舶ノ賣買讓与質入書入ハ登記ヲ為シタル者ニ對シ法律上其効ナキモノト

ス

理由 本條登記課ノ文字ヲ修正シタルハ郡区役所其他ニ於テモ治安裁判所ト同シク登記ノ一課ヲ設クルヤノ疑ア

リ仮令治安裁判所ニハ登記課ヲ置クモ課名ハ法文ニ掲クルノ要ヲ見サルヲ以テナリ又其但書ヲ削除シタルハ従前ノ規則ニ依リ公証ヲ受ケタル者ノ心得ヲ示スモノ即チ法ノ解説ニ過キスシテ一時ニ屬スルモノナレハ本條例ニ掲クヘキモノニアラサルヲ以之ヲ附則ニ移シタルニ因ル

第七條 地所建物船舶ノ賣買讓与質入書入ニ付登記スヘキ概〔上に既、下に木という字であるが、以下では概と表示した

―編者〕目左ノ如シ

但地所ハ地券、建物ハ圖面ヲ照査ス可シ

第一 賣買讓与質入書入ノ區別、金額及ヒ利息アルモノハ其利息

第二 地所ハ郡区町村名、字、番地、地目、反別若クハ坪數、地券面ノ價額

第三 建物ハ郡区町村名、字、番地、地目、建物構造ノ種類、建坪、造作ノ有無

第四 西洋形船舶ハ汽船、風帆船ノ區別、船名、番号、登簿噸数、端船其他必用ノ附属品、公称馬力、汽機及汽罐ノ種類

第五 日本形船舶ハ船名、番号、積石数、間数、端船其他必用ノ所属品

第六 質入書入ハ其期限

第七 登記ヲ受クル者ノ氏名住所

第八 一筆ノ地所又ハ一ヶ所ノ建物ヲ區別シ賣買讓与質入書入ヲ為ストキハ其事實

第九 二番以後ノ抵当ハ其事實

理由 本條ヲ新ニ掲ケタルハ登記簿ニ登記スヘキ概目ヲ知ラシムル必要アレハナリ

第八條 当該官吏登記ヲ為ストキハ第七條ノ概目ヲ審査シ簿冊ニ登記シ本人ニ之ヲ示シ又ハ讀聞セタル上年月日ヲ記入シ其下ニ本人ヲシテ記名捺印セシム可シ

理由 本條ヲ修正シタルハ其手續キヲ明カナラシムルニアリ

第九條 地所建物船舶賣買讓与質入書入ノ登記ヲ為サントスルニ當リ其物件又ハ所有者ノ身分ニ関シ勸解又ハ訴訟若クハ刑事ノ告訴中ナルヲ以テ登記ノ猶豫ヲ申立ル者アルトキハ其勸解調和又ハ裁判ノ執行シ得ヘキマテ登記ヲ為ス可ラス

理由 本條ハ缺意ヲ補ヒ行文ヲ修正スルニ止ル

第十條 裁判所ヨリ前條ノ物件差押ノ通知アリタルトキハ其處分ヲ終ルマテ登記ヲ為ス可ラス

第十一條 登記シタル事件ハ契約者双方ノ請求若クハ確定ノ裁判ヲ經タルトキニ非サレハ之ヲ變更シ又ハ取消スコト

ヲ得ス

理由 修正案第十條第十一條ハ別ニ説明ヲ要スルモノナシ

第十二條 登記ノ謄本ヲ要シ又登記シタル事件ノ一覽ヲ要スル者ハ其登記官署ニ出頭シテ之ヲ請求スルコトヲ得

理由 本條ヲ修正シタルハ登記ノ事件ヲ一覽センコトヲ請フ者ニ其便ヲ与ヘントスルニアリ

第十三條 登記事件ニ関シ当該官吏ノ職務上ニ於テ不服アル者ハ其管轄ノ始審裁判所長ニ申出テ處分ヲ請フコトヲ得

理由 本條ヲ掲ケタルハ当該官吏ヲシテ豫メ取扱上ノ弊害ナカラシメンコトヲ要スレハナリ

第十四條 登記ニ関スル經費ハ国庫ヨリ支弁スヘキモノトス

理由 本條ヲ設ケタルハ郡区役所ノ經費ハ地方税ニ出ルモノナレハ本條例ニ係ル登記ノ費用モ或ハ同感ナキ能ハ

サルヲ以テ特ニ国庫ヨリ下付セラル、コトヲ明示スルモノナリ

第十五條 登記ニ関スル取扱ノ手續及ヒ登記簿ニ記入ノ書式ハ司法大臣之ヲ定ム

理由 本條ヲ設ケタルハ條例ノ取扱順序及其書式ノ如キハ實際ノ宜ニ從ヒ司法省ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ法律ヲ

以テ明示セラレンコトヲ要スレハナリ

第二章 賣買讓与

第十六條 地所建物船舶ノ賣買讓与ノ登記ヲ請フトキハ契約者双方出頭ス可シ

理由 本條ヲ修正シタルハ法文ヲ簡短ニ為シタルモノナリ

第十七條 家督相続者又ハ死亡者失踪者若クハ離縁戸主ノ遺留シタル地所建物船舶ヲ相続スル者登記ヲ請フトキハ其

書面ニ親族ノ連署ヲ要ス但親族ナキトキハ近隣ノ戸主ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

理由 本條ヲ修正シ其連署者ノ定員ヲ削除シタルハ現行土地賣買讓渡規則ニ據レハ該連署者ノ数ハ各自ノ便宜ニ

任スモ敢テ弊害ヲ見サレハナリ又家督相続云々ヲ加ヘタルハ法文ノ缺意ヲ補ヒタルモノナリ

第十八條 公賣処分又ハ裁判ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者登記ヲ請フトキハ左ノ書類ヲ示ス可シ

第一 公賣処分ニ付テハ落札達書及ヒ其代金上納済ノ証書

第二 裁判言渡ニ付テハ其言渡書ノ謄本及ヒ其裁判ヲ執行シ得ヘキ証明書

第十九條 官有ノ地所建物船舶ノ拂下又ハ無代價下渡ヲ受ケ登記ヲ請フトキハ其指令ノ本書若クハ達書ヲ示ス可シ

理由 原按第十一條ヲ修正シ特ニ本條ヲ設ケタルハ條項ヲ整頓セシムル為ナリ

第二十條 民有ノ地所建物船舶ヲ官有ト為シタルトキハ其官廳ハ第七條ノ要目ヲ示シ登記ヲ請フ可シ

理由 本條ヲ修正シタルハ登記ヲ請フ者假令官廳ト雖トモ本條例ニ従フノ当然ナルヲ以テナリ

第二十一條 地所賣買讓与又ハ相続ノ登記ヲ受ケ地券書換ヲ願出ントスル者ハ登記官署ヨリ登記済ノ証ヲ受ク可シ

理由 新ニ本條ヲ設ケタルハ地券書換ヲ請ントスル者ニハ登記官署ニ於テ其登記済ノ証ヲ附与セシメントスルニアリ

第三章 質入書入

第二十二條 地所建物船舶ノ質入書入ノ登記ヲ請フトキハ契約者双方出頭ス可シ

理由 本條ヲ修正シタルハ修正案第十六條ト同一ノ理由ニ依ル

第二十三條 貸借ノ為メニ非スシテ義務ヲ果スヘキ保証ノ為メ地所建物船舶ヲ書入ト為シ其登記ヲ請フ者モ亦前條ノ

例ニ依ル

理由 本條ヲ修正シタルハ法文ヲ整頓セシニ由ル

第二十四條 質入書入ノ契約ノ全部若クハ一部ヲ解キ又ハ之ヲ変更シタル登記ヲ請フトキハ契約者双方出頭ス可シ

理由 現按第十五條ヲ修正シ同第十六條ヲ削除シタルハ該條ノ意味ヲ修正案第二十四條ニ移シ法文ヲ簡明ニナシ

タルニ由ル

第四章 登記料及ヒ手数料

第二十五條 地所建物船舶賣買ノ登記ヲ請フトキハ其買受人ハ左ノ賣買代價ノ區別ニ從ヒ一件毎ニ其登記料ヲ納ム可シ

賣買代價

登記料

五円未満	三銭
五円以上拾円未満	五銭
拾円以上貳拾五円未満	拾銭
貳拾五円以上五拾円未満	貳拾五銭
五拾円以上百円未満	五拾銭
百円以上貳百円未満	壹円
貳百円以上三百円未満	壹円五拾銭
三百円以上四百円未満	貳円
四百円以上五百円未満	貳円五拾銭
五百円以上七百五拾円未満	三円
七百五拾円以上千円未満	三円五拾銭
千円以上千五百円未満	四円
千五百円以上貳千円未満	四円五拾銭

理由

式千円以上五千円未満
 五千円以上壹万円マテ
 以上五千円毎二壹円ヲ増加ス
 五円
 六円

本條税金ヲ登記料トシ併テ其徴収額ヲ低減シタル所以ハ本條例ヲ設ケラル、ノ旨趣ハ専ラ不動産ニ係ル權利義務ヲ鞏固ニセシムル為ニシテ単ニ収税ノ目的ノミニ出ルモノニ非ス然ルニ税金ノ名称ヲ用フルトキハ全ク収税ノ目的ニ出ルヤノ嫌ヒアルヲ以テナリ而テ又其徴収金額ニ於ル司法省ノ提按ニ依レハ孛佛両国ノ如キ登記ニ関シテハ往々同一物ヨリ別ニ徴収スルモノアリ即チ相続ニ相続税アリ權利ヲ確定スルニ登記税アリ又契約ノ日附ヲ確定スルニ記簿税アリ凡ソ此数者ハ悉ク登記ト同一ノモノニシテ課税スト雖トモ本邦ニ於テハ未タ是等ノ税法ナキヲ以此際登記條例ヲ設ケラル、ヤ該税額ハ少シク負担ヲ重フスルモ決テ堪ヘカタキモノニアラスト然ルニ租税ハ一物ニ対シ同一ノ方法ヲ以過重ノ税金ヲ賦課スルハ税法ノ宜ヲ課〔福島メモで「マ、」と記入がある。得の誤りか。編者〕ルモノニアラス孛佛ノ如キハ蓋シ此理ニ基キ一物ニ対シ時ト場合トニ依リ各種ノ方法ヲ以徴収スルモノナルヘシ故ニ今ヤ本條例ヲ設ケルニ方リ遽ニ負担ノ重キ登記料ヲ設ケルハ一物ニ対シテ重税ヲ賦スルノ理ニ当リ啻ニ經濟上ニ於テ其宜ヲ得サルノミナラス為メニ或ハ不動産ノ價格ニ影響ヲ来スノ恐れナキ能ハス而シテ本邦不動産ノ税法ニ於ケル土地ニハ国税アリ地方税アリ区町村費アリ家屋ニハ家屋税若クハ戸数割アリ又其賣買讓与ニ就キテハ証券印紙税地券証印税等各種ノ税法アルアリテ其負担ニ係ルモノ亦尠シトセス依テ孛国ノ登記料ヲ按スルニ其權利移転ノ如キハ最高額ト雖トモ僅ニ百分ノ一二出テス然ルニ本議該省提按ニ依レハ其最高額ヲ百分ノ二トスルヲ以彼此ヲ比例シ尚ホ方今ノ狀況ヲ以テスルモ甚タ過当ナリト愚考スルニ依リ總テ之ヲ半額ニ減シタル所以ナリ明治十四

年中ニ係ル地所建物船舶賣買讓与質入書入件数ニ付司法省ニ於テ其实収額ハ「福島メモで「マ、」と記入がある」算出シタル計算書ニ依レハ總計金貳百四拾貳万貳千九百七拾三円四拾錢ナルヲ以テ今ヤ此税額ヲ半減スルモ年額百貳拾壹万四千四百八拾六円七拾錢ノ收入アルヲ以テ司法省提案ノ支出年額三拾万五千七百貳拾六円貳拾七錢ト差引キ仍ホ九拾万五千七百六拾円四拾三錢ハ国庫ノ収益トナルモノナリ

第二十六條 地所建物船舶讓与ノ登記ヲ請フトキハ其讓渡人讓受人ニ於テ時價相当ノ價格ヲ定メ第二十五條ニ掲クル金高ノ區別ニ從ヒ其讓受人ヨリ登記料ヲ納ム可シ

第二十七條 地所建物船舶質入書入ノ登記ヲ請フトキハ其質入人書入人ハ第二十五條ニ掲クル金高ノ區別ニ從ヒ其登記料ノ半額ヲ納ム可シ但一件ニ付金三錢ヨリ下スコトヲ得ス

理由 原按第十八條第十九條ヲ修正シタルハ別ニ説明ヲ要スルモノナシ但其修正案第二十七條ニ但書ヲ加ヘタルハ国庫ヨリ地方經濟ニ係ル役所ニ下付スル登記事務取扱費ハ一件金三錢ノ割合ナルヲ以テ其最下限ヲ三錢ニ止メントスルニアリ

第二十八條 第二十三條ニ記載シタル者其登記ヲ請フトキハ時價相当ノ價格ヲ定メ前條ノ例ニ依リ其登記料ヲ登記課ニ納ム可シ

理由 本條ヲ修正シタルハ別ニ説明ヲ要スルモノナシ

第二十九條 第十七條ノ場合ニ於テ地所建物船舶ノ讓与ヲ受ケ其登記ヲ請フ者ハ時價相当ノ價格ヲ定メ第二十五條ニ掲クル金高ノ區別ニ從ヒ其登記料ノ五分一ヲ登記課ニ納ム可シ但一件ニ付金三錢ヨリ下スコトヲ得ス

理由 本條ヲ修正シタルハ法文ヲ整頓セシモノナリ又其但書ヲ修正シタルハ價格拾五円以上以下ニ関セス単ニ最下限ノミヲ定メラル、ヲ以適當トスレハナリ

第三十條 左ニ掲クル者ハ一件毎ニ手数料トシテ金五錢ヲ納ム可シ

第一 登記ノ謄本ヲ請フ者

第二 登記事件ノ取消又ハ其変更ノ登記ヲ請フ者

理由 本條手数料ハ格別ニ区分スルノ必要ナキヲ以總テ金五錢ト修正シ而シテ其第一項登記ノ猶豫ヲ請フ者ヨリ手数料ヲ徴収スヘキノ理由ナキヲ以テ之ヲ削除シタルモノナリ

第三十一條 左ニ掲クルモノハ登記料及ヒ手数料ヲ徴収セス

第一 官廳ノ請求ニ係ル登記

第二 公立学校病院、貧院及ヒ公園ニ係ル登記

第三 社寺、堂宇、説教場又ハ墳墓地ニ係ル登記

第四 人民共有ノ用悪水路、溜池、堤、井、溝、及ヒ公衆ノ用ニ供スル道路ニ係ル登記

理由 本條ヲ修正シタルハ其税金及手数料ノ免除ハ特〔ひと?〕リ官廳ノ請求ノミニ限ラス人民公共ノ用ニ充ルモノハ總テ其税金及手数料ヲ免除セントスルニアリ

第三十二條 登記事件ヲ取扱フ官署ニ於テ第二十五條第二十六條第二十九條ニ從ヒ届出タル價格ヲ不相当ト認ムルトキハ其所管町村ノ住民ニシテ該事件ニ關係ナキ者三名ヲ撰ミ之ヲ評價人ト為シテ其價格ヲ評定セシム可シ

理由 本條ヲ修正シタルハ其評價人ト為ルヘキ者ノ資格ヲ定メントスルニアリ

第三十三條 評價人ノ評定シタル價格届出ノ價格ヨリ増加スルトキハ其評價ニ關スル費用ハ其登記料ヲ納ムル者之ヲ負担ス可シ若シ其價格届出ノ價格ト同價又ハ低下ナルトキハ該費用ハ其登記事件ヲ扱フ官署ニ於テ之ヲ支弁ス可シ

理由 本條ヲ修正シタルハ法文ノ缺意ヲ補ヒタルモノナリ

第三十四條 評價人ニ撰マレタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

理由 本條ヲ修正シタルハ法文ヲ整頓セシモノナリ

第三十五條 評價人ノ日当ハ其登記事件ヲ取扱フ官署ノ見込ヲ以一日金貳拾錢ヨリ五拾錢マテヲ給ス可シ

理由 本條ヲ掲ケタルハ評價人ニ支給スヘキ日当額ヲ定ムル必要アレハナリ

第五章 罰則

第三十六條 詐偽ノ所為ヲ以テ登記料ノ減脱ヲ圖リ若クハ之ニ通謀スル者ハ五倍ノ科料又ハ各二円以上百円以下ノ罰金ニ處ス

理由 本條ヲ修正シタルハ其減税ヲ圖リタルモノ、情状ニ依リテ罰金ニ處スル方其当ヲ得ルモノトス而シテ本條ノ罰則ハ独リ減税者ニ止マラサレハ其通謀者モ併テ處罰セントスルニアリ

第三十七條 本條例ニ依リ罰金ニ處スル者ハ刑法ノ不論罪及ヒ減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

理由 本條ハ別ニ説明ヲ要スルモノナシ

附則

第三十八條 従前ノ法律規則中本條例ニ抵触スルモノハ本條例施行ノ日ヨリ廃止スルモノトス

第三十九條 従前ノ規則ニ依リ賣買讓与質入書入ノ公証ヲ經タルモノハ本條例ニ従ヒ更ニ登記ヲ受クルコトヲ要セス

理由 附則第三十八條第三十九條ヲ掲ケタルハ別ニ説明ヲ要スルモノナシ

資料IV(2) 登記條例再修正案

〔前注〕 福島筆写文書の一八五丁に、つぎの福島メモがある。

「登記條例再修正案

二通あり、一通には更に朱書を以て添削を施し、一通には上欄に原案及び修正案の該当箇條を参照の爲め記してある。しかも之は急速に作成したとみえ、始めはきれいな字であるが、後には一枚毎に手蹟を異にする。

理由書によるに、司法省の修正らしい (§10, §20, §31 etc.)

このうち、後者に当たるものは見当らない。多分、内容的に同一なので、筆写を省略されたのではなからうか。

前者に当たる文書は、墨書による條例案が表題と第一条から第四十一条が記載されたものである。その内容は資料Ⅳ(1)の第一次修正案に従っている場合も多いが、第一条が追加されているように、かなり大きい変更が加えられている箇所もある。

そして、この文書には朱書によるかなり大幅な加筆訂正（これを再修正案の修正と呼ぶ）が加えられている。その修正の結果を整理したものが資料Ⅳ(4)である。その内容は資料Ⅳ(1)の第一次修正案に同一または近似している（すなわち元に戻ったことになる）ことが多い。

これら三者の関係については、資料Ⅳ〔前注〕で考察したが、そこでも述べたように、この「再修正案」なるものが、だれによって、どのような経緯で作成されたかについては、明らかでない。

なお、資料Ⅳ(3)は、この再修正案についての理由書である。

（一八六丁～二〇六丁）

登記條例

第一章 總則

第一條 登記ハ地所建物船舶ノ所有權及ヒ其他ノ權利ニ関スル條件ヲ証スル為メ公製簿冊ニ明記シテ之ヲ確保スルモノトス

第二條 登記ハ治安裁判所ニ於テ之ヲ取扱フモノトス治安裁判所ニ隔絶シタル地方ニ在テハ郡区役所其他司法大臣ノ指定スル處ニ於テ之ヲ取扱フ可シ

第三條 登記所ノ位置及ヒ其管轄区域ハ司法大臣之ヲ定ム

第四條 登記所ハ其地方管轄ノ始審裁判所長之ヲ監督ス

第五條 地所建物船舶ノ賣買讓与質入書入及ヒ書入質ヲ為サントスル者ハ本條例ニ從ヒ地所建物ニ付テハ其所在地船舶ニ付テハ其定繫場ノ登記所ニ登記ヲ請フ可シ

第六條 登記簿ニ登記ヲ為サ、ル賣買讓与質入書入及ヒ書入質ハ第三者ニ対シ法律上其效ナキモノトス

第七條 登記簿ハ地所建物船舶ヲ部分シ之ヲ作ル可シ其登記ス可キ概目ハ左ノ如シ

- 一 地所ハ国郡区町村字番号地目反別若クハ坪数地券面ノ代金
- 二 建物ハ国郡区町村、字、番地、建物構造ノ種類、建坪、造作ノ有無
- 三 西洋形船舶ハ汽船、風帆船ノ區別、船名、番号、噸数、公称馬力、端船其他必用ノ附屬品、汽機及ヒ汽罐ノ種類

四 日本形船舶ハ船名、番号、積石数、間数、端船其他必用ノ附屬品

五 所有者ノ住所氏名

六 賣買譲与ハ其金額及ヒ賣渡人譲渡人ノ住所氏名

七 質入書入及ヒ書入質ハ其元金利息期限及ヒ債主負債者ノ住所氏名

八 一筆ノ地所又ハ一ヶ所ノ建物ヲ區別シ賣買譲与質入書入若クハ書入質ヲ為ス時ハ其事実

九 登記ノ事由及ヒ順序

十 登記ノ年月日

第八條 登記所官吏登記ヲ為スニハ前條ノ概目ヲ審査シテ登記簿ニ登記シ本人ニ之ヲ示シ又ハ讀聞セタル上本人ヲシテ記名捺印セシメ官吏之ニ署名捺印ス可シ

第九條 登記ハ契約者双方ノ請求若クハ裁判所ノ命令アル時ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス又之ヲ変更シ若クハ取消スコトヲ得ス

第十條 地所建物船舶ニ関スル差押仮差押差留仮差留仮處分及ヒ地所建物ノ収益差押ニ付テハ裁判所ノ命令書ニ依リ登記簿ニ其記入ヲ為ス可シ

前項ノ記入ハ裁判所ノ命令アル時ニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第十一條 登記簿ノ謄本及ヒ抜書ヲ要シ又ハ登記簿ノ閱覽ヲ要スル者ハ登記所ニ出頭シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 登記ニ関シ登記所官吏ノ執務上ニ不服アル者ハ其地方管轄ノ始審裁判所ニ抗告スルコトヲ得

第十三條 登記ニ関スル取扱ノ手續及ヒ登記簿ノ書式ハ司法大臣之ヲ定ム

第二章 賣買譲与

第十四條 地所建物船舶ノ賣買譲与ニ付キ登記ヲ請フ時ハ契約者双方登記所ニ出頭シ賣買譲与ノ証書ヲ示ス可シ

第十五條 既ニ質入書入若クハ書入質ト為シタル地所建物船舶ヲ賣買譲与スルニ付キ其登記ヲ請フ時ハ前條証書ノ外

其買主ニ於テ已ニ書入質入若クハ書入質ト為リタルコトヲ了知セル旨ヲ示ス可シ

第十六條 家督相續ニ因リ又ハ死亡者若クハ離縁戸主ノ遺留シタル財産ヲ相續スルニ因リ地所建物船舶ヲ讓受クル者登記ヲ請フ時ハ其書面ニ親族ノ連署ヲ要シ且ツ其相續ノ證據書類ヲ示ス可シ但親族ナキ時ハ近隣ノ戸主二名ヲ以テ之ニ代ルコトヲ得

第十七條 行政廳ノ公売処分ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者登記ヲ請フ時ハ落札達書及ヒ其代金完納ノ書類ヲ示ス可シ

第十八條 官有ノ地所建物船舶ノ拂下又ハ無代價下渡ヲ受ケ登記ヲ請フ時ハ其指令ノ本書若クハ達書ヲ示ス可シ

第十九條 民有ノ地所建物船舶ヲ官有ト為シタル時ハ其官廳ハ第七條ノ要目ヲ示シ登記ヲ求ム可シ

第二十條 裁判執行上ノ糶売若クハ入札ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者アル時ハ裁判所ノ指揮ニ因リ其登記ヲ為ス可シ

第二十一條 地所賣買讓与ノ登記ヲ受ケ地券書換ヲ願出ントスル者ハ登記所ヨリ登記済ノ証ヲ受ク可シ

第三章 質入書入

第二十二條 地所建物船舶ノ質入書入及ヒ書入質ニ付キ登記ヲ請フ時ハ契約者双方登記所ニ出頭シ契約證書ヲ示ス可シ貸借ノ為メニ非スシテ義務ヲ果スヘキ保証ノ為メ地所建物船舶ヲ質入書入若クハ書入質ト為シ其登記ヲ請フ時亦前項ノ例ニ依ル

第二十三條 書入若クハ書入質ノ登記ヲ経タル地所建物船舶ヲ重ネテ書入若クハ書入質ト為ス時ハ第二債主ニ於テ已ニ書入若クハ書入質ト為リタル物件ナルコトヲ了知セル旨ヲ示ス可シ書入ト為リタル地所ヲ質入ト為シ又ハ質入ト為リタル地所ヲ書入ト為ス時亦同シ

第二十四條 同一ノ地所建物船舶ニ付キ数個ノ登記ヲ為ス時ハ其登記ヲ請フ時日ノ前後ニ因リ登記ノ順序ヲ定ムルモノトス

第二十五條 質入書入及ヒ書入質契約ノ全部若クハ一部ヲ変更シ又ハ之ヲ解除スル登記ヲ請フ時ハ契約者双方登記所ニ出頭シ其証書ヲ示ス可シ

第四章 登記料及ヒ手数料

第二十六條 地所建物船舶賣買ノ登記ヲ請フ時ハ其買受人ハ左ノ賣買代價ノ區別ニ従ヒ一件毎ニ其登記料ヲ納ム可シ
(略、修正案ト同)〔福島筆写文書のまま。編者〕

第二十七條 地所建物船舶ノ譲与ニ付キ登記ヲ請フ時ハ其譲渡人譲受人ニ於テ時價相当ノ價格ヲ定メ前條ニ掲クル金高ノ區別ニ従ヒ其譲受人ヨリ登記料ヲ納ム可シ

第二十八條 地所建物船舶ノ質入書入若クハ書入質ニ付キ登記ヲ請フ時ハ其負債者ハ貸借金額ニ随ヒ第二十六條ニ掲クル區別ニ照シ其登記料ノ半額ヲ納ム可シ但一件ニ付金三錢ヨリ下スコトヲ得ス

第二十九條 第二十二條第二項ニ記載シタル場合ニ於テ其登記ヲ請フ時ハ時價相当ノ價格ヲ定メ前條ノ例ニ依リ其登記料ヲ納ム可シ

第三十條 第十六條ノ場合ニ於テ其登記ヲ請フ時ハ時價相当ノ價格ヲ定メ第二十六條ニ掲クル金高ノ區別ニ従ヒ其登記料ノ五分一ヲ納ム可シ但一件ニ付金三錢ヨリ下スコトヲ得ス

第三十一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ一件毎ニ手数料ヲ納ム可シ

- 一 登記ノ変更若クハ取消ノ登記ヲ請フ時ハ金拾錢
- 二 登記簿ノ抜書ヲ請フ時ハ金五錢

三 登記簿ノ閲覽ヲ請フ時ハ金三銭

第三十二條 左ニ掲クル事項ニ付テハ登記料及ヒ手数料ヲ徴収セス

一 官廳ノ請求ニ係ル登記

二 公立学校、病院、貧院及ヒ公園ニ係ル登記

三 社寺、堂宇、説教場又ハ墳墓地ニ係ル登記

四 人民共有ノ用悪水路、溜池、堤、井、溝、及ヒ公衆ノ用ニ供スル道路ニ係ル登記

第三十三條 登記所ニ於テ第二十七條、第二十九條、第三十條ニ從ヒ届出タル價格ヲ不相当ト認ムル時ハ其事件ニ關係ナキ者三名ヲ撰ミ之ヲ評價人ト為シ其價格ヲ評定セシム可シ

第三十四條 評價人ノ評定シタル價格届出ノ價格ヨリ増加スル時ハ其評價ニ関スル費用ハ其登記料ヲ納ムル者之ヲ負擔ス可シ若シ其價格届出ノ價格ト同價又ハ低價ナル時ハ其費用ハ登記所ニ於テ之ヲ支弁ス可シ

第三十五條 評價人ニ撰マレタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第三十六條 評價人ノ日当ハ登記所ノ見込ヲ以テ一日金二十銭ヨリ五十銭マテヲ給ス可シ

第五章 罰則

第三十七條 詐偽ノ所為ヲ以テ登記料ノ減脱ヲ図リ若クハ之ニ通謀スル者ハ二百円以上百円以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 本條例ニ依リ罰金ニ處スル者ハ刑法ノ不論罪及ヒ減輕再犯加重数罪俱發ノ例ヲ用ヒス

附則

第三十九條 従前ノ法律規則中本條例ニ抵触スルモノハ本條例施行ノ日ヨリ廢止スルモノトス

第四十條 従前ノ規則ニ依リ賣買讓与質入書入及ヒ書入質ノ公証ヲ經タルモノハ本條例ニ從ヒ更ニ登記ヲ受クルコト

ヲ要セス

第四十一條 本條例施行後始メテ治安裁判所ノ登記所ニ登記ヲ請フ賣渡人讓渡人及ヒ書入質入書入質ノ負債者ハ郡区長若クハ戸長ノ證書ヲ差出し其物件ヲ所有スルコトヲ証ス可シ但第十六條ノ場合ニ於テハ其相續者ヨリ之ヲ証スルモノトス

資料Ⅳ(3) 登記條例再修正案説明書

〔前注〕資料Ⅳ(2)の再修正案に続いて綴じられており、その修正の理由を述べるものである。條数は、再修正案のそれであり、それが新設のものでなければ、続いて第一次修正案の該当する條文の條数が「修正第何條」として付記されている。この付記は若干右に寄せて記されているが、印刷によりそれを示すのは困難であるので、この付記部分には（ ）を付すこととした。例えば、

「第二條修正第三條」とあるのは、

第一次修正案の第三條に該当する再修正案の第二條という意味であり、

以下には、「第二條(修正第三條)」と記すことにする。

以上のような体裁からも、資料Ⅳ(2)の再修正案が資料Ⅳ(1)の第一次修正案に対する修正案という位置付けをもつことは明らかである。

(二〇七丁)～(二一〇丁)

登記條例再修正案説明書

第一條 本條ヲ加ヘタルハ修正按ニ於テ直チニ登記ヲ請フノ手續ヲ示シ登記ノ原則ヲ掲ケサルハ不都合ナルヲ以テ登記ノ目的ヲ示シ原則ヲ明カニスル為メ之ヲ設ケタリ

第二條（修正第三條） 治安裁判所ニ隔絶シタル地方ニ於テハ郡区役所其他云々ト改メタルハ治安裁判所々在地外ハ

郡役所郡役〔マ、一編者〕所在地外ハ其他ノ役所ヲシテ登記事務ヲ取扱ハシムルノ意ヲ約言セシモノニシテ修正案中又郡区役所ニ隔絶シタル云々ト復言シタルヲ簡便ニセシモノニ付修正案ト其精神ヲ異ニスルコトナシ

第三條（修正第四條） 登記ヲ取扱フ官署ヲ登記所ト改メタルハ此名称ヲ用フル法〔マ、一編者〕簡便ナルニ由レリ

第四條（修正第二條第五條） 登記ノ監督ト登記官吏ノ監督トハ別異ナキヲ以テ修正第二條第五條ヲ合併シテ本條ヲ設ケタリ

第五條（修正第一條） 定繫場ノ文字ヲ加ヘタルハ船舶ニ付テハ所在地ノ文字ニテハ不明瞭ナレハナリ

第六條（修正第六條） 登記ヲ為シタル者ニ対シト云フ時ハ登記ヲ為サ、ル第三者ニ対シテハ有效トナルノ不都合アリ因テ第三者ト改メタリ

第七條（修正第七條） 登記簿ヲ部分ス可シト定メタルハ混雜ヲ避ケ搜索ニ便センカ為メナリ又地所建物等排列ノ順序ヲ改メタルハ地所建物船舶ニ因リ帳簿ヲ部分スル以上ハ此三件ハ大綱ニシテ賣買質入等ハ其内ノ細目タルヲ以テ其次第ヲ追フテ記載シタルカ為メナリ

第八條（修正第八條） 修正案ト其趣意ヲ異ニセス

第九條（修正第十一條） 此規則ハ登記ヲ為スニモ亦適用スヘキモノナルニ付キ為スコトヲ得スノ文字ヲ加ヘタリ

第十條（修正第十條） 仮差押以下ノ諸件ヲ加ヘタルハ訴訟法草案ニ於テ此數種ノ事項ヲ設ケタレハナリ且訴訟法頒

布以前ニ於テモ此諸件ニ付テハ裁判所ヨリ命令ヲ発シテ記入セシムル筈ナリ故ニ本條ヲ修正セリ

又修正案第九條ハ現行規則ニ同シト雖モ登記所ニ於テ猶豫願ノ当否ヲ鑑別スルハ頗ル困難ニシテ往々失当ノ處分アルヲ免レサルヘシ現ニ此事ニ關シテ戸長ニ対スル行政訴訟ノ起発スルコト尠シトセス然ルニ裁判所ニ請求シ其命令ニ依テ差押ヲ為ストキハ訴訟ノ目的物ヲ売却セラル、カ如キ弊害ナキノミナラス裁判所ニ於テハ其事件ノ争論ヲ調査シタル上命令ヲ為スモノナルニ由リ差押ノ当否ヲ鑑別スルモ亦難カラス又願人ニ於テハ裁判所ニ請求スルモ登記所ニ出願スルモ別段ノ差異アルコトナシ故ニ公証猶豫ノ手續ハ之ヲ廃止スルヲ可トス而シテ登記條例施行ノ上ハ戸長ノ公証ナルモノハアラサルヲ以テ之ニ記載セサル時ハ自然ニ廃止セラルヘキ筋合ナリ故ニ本條ハ削除セリ

第十一條（修正第十二條） 抜書ノ文字ヲ加ヘタルハ謄本ハ登記簿ノ全部ヲ謄写スルモノニシテ抜書ハ一部ノ〔福島メモに「マ、」とある〕謄写スルノ區別アレハ謄本ノ文字ノミニテハ疑惑ヲ生スルノ恐アレハナリ

第十二條（修正第十三條） 處分ヲ抗告ト改メタルハ其旨趣ニ差異ナシト雖モ裁判所ノ處分ニ服セス其上級ナル裁判所ノ判定ヲ請フ時ハ之ヲ抗告ト称スルヲ穩当ナリトス故ニ抗告ノ文字ヲ用ヒタルナリ

第十三條（修正第十五條） 修正案ト同趣旨ナリ

修正第十四條ヲ削除シタルハ登記ニ關スル經費ハ全ク国庫ヨリ支弁スルニアラスシテ登記件数ニ應シ補助金ヲ下渡スノミナレハ其他ノ費用ハ登記ヲ取扱フ郡役所等ノ事務取扱費ヲ以テ支弁セサヘカラス故ニ之ヲ国庫ヨリ支弁スト云フヲ得サレハナリ

第十四條（修正第十六條） 修正案ト趣旨ヲ同フス

第十五條 本條ヲ加ヘタル所以ハ第一抵当ト為リタル物件タルヲ知テ之ヲ買受クルモノニシテ後日其事ヲ知ラサリシ旨ヲ申立ルノ不都合ヲ防カントスルニ在リ尤登記所ニ於テモ抵当トナリタル物件ヲ買受クルモノニシテ此申立ナキ

時ハ之ヲ告知スヘキ旨取扱手續ニ定ムヘキ筈ナリ第二現行規則ニテハ抵当トナリタル建物船舶ハ之ヲ賣買スルヲ許スモ抵当トナリタル地所ハ賣買スルヲ得サルノ不権衡アルカ故ニ之ヲ改メテ同一ノ規則ト為サント欲スルニ在リ

第十六條（修正第十七條） 修正案ト同趣旨ナリ

第十七條（修正第十八條） 修正案ヨリ裁判言渡ニ因リ所有權ヲ得タル場合ヲ除キタルハ已ニ第九條ニ於テ裁判所ノ命令アルニ非レハ登記ヲ為スヲ得スト定メタレハ命令アル時ハ登記スヘキコトハ言ヲ俟タサルト又糶売等ニ付テハ別ニ第二十條ヲ設ケタルトニ由レリ

第十八條第十九條（修正案第十九條第二十條） 修正案ト同趣旨ナリ

第二十條 本條ハ修正第十八條ヨリ分割セシモノナリ蓋同條第二ニ記載セシ書類ニ依リテ登記ヲ為サシムルハ裁判所ノ直接ナル指揮書ニ依ルノ確實ナルニ如カサルノミナラス訴訟法草案ニ於テモ已ニ其手續ニ定メタルヲ以テ本條モ亦斯ノ如ク修正シタリ

第二十一條第二十二條（修正第二十一條ヨリ第二十三條ニ至ル） 修正案ト同趣旨ナリ

第二十三條 本條ハ第十五條ノ説明ニ記載セシ時ト概ネ同一ノ理由ニ因リ之ヲ加ヘタリ

第二十四條 本條ヲ加ヘタルハ登記ノ順序ヲ定ムルハ殊ニ重要ノコトナレハナリ

第二十五條ヨリ第三十條ニ至ル（修正第二十四條ヨリ第二十六條ニ至ル） 修正案ト同趣旨ナリ

第三十一條（修正第三十條） 本條ヲ修正シタルハ登記簿ノ程式ヲ修正スルノ見込ナルニ由リ然ルトキハ其謄本ヲ作ルニハ實際五錢ニテハ費用ヲ償フニ足ラスト思考シタルカ為ナリ而シテ已ニ之ヲ十錢ト為ストキハ変更取消ノ登記ニ付テモ之ヨリ減スルトキハ権衡ヲ得サルヲ以テ併テ之ヲ十錢ト改メタリ又登記簿ノ閲覧ヲ為サシムルニハ官吏ノ立會ヲ要スル為メ多少ノ手数ヲ要スルヲ以テ亦其手数料ヲ納メシムルコトニ定メタルナリ

第三十二條ヨリ第四十條ニ至ル（修正第三十一條ヨリ第三十九條ニ至ル） 修正案ト同旨趣ナリ

第四十一條 本條ヲ加ヘタルハ治安裁判所ノ登記所ニハ物件ノ所有者ヲ認ムヘキ公簿アラサルヲ以テ最初登記ヲ為スニ当リテハ郡区長若クハ戸長ノ証書アラサル時ハ果シテ本人ノ所有ニ属スルヤ否ヲ知ル可カラス然ルニ若シ輒ク之ヲ登記スルトキハ往々他ノ公簿等ニ抵触シ甚シキ不都合ヲ生スルニ至ルヘキヲ以テナリ

資料Ⅳ(4) 登記條例再修正案の修正

〔前注〕資料Ⅳ(2)の再修正案に朱書きで加筆訂正が施されている。その修正の結果を次に示す。内容的には、資料Ⅳ(1)の第一次修正案と資料Ⅳ(3)の再修正案とがミックスされているという感じである。

福島メモとしては、一八六丁の右上に「本案は再修正案の修正なり」と朱書で記入されている。そこで、この朱書によって整理されたものを「再修正案の修正」と名付けた。

この再修正案の修正の後、若干の字句の修正を経て元老院に下付されている。元老院での修正は少なく、本案が、諸案のなかでは、明治一九年に成立した登記法（参考資料として後掲）に一番近い内容になっている。とくに、第一条において、再修正案の「本條例」という言葉が「本法」と修正されていることが注目される。

（一八六丁～二〇六丁）

登記條例

第一章 總則

第一條 地所建物船舶ノ賣買讓与質入書入ノ登記ヲ請ハントスル者ハ本法ニ從ヒ其物件所在地ノ登記所ノ簿冊ニ登記ヲ請フ可シ

第二條 地所建物船舶賣買讓与質入書入ノ登記ハ始審裁判所長之ヲ監督ス可シ

第三條 登記事務ハ治安裁判所ニ於テ之ヲ取扱フモノトス治安裁判所ニ隔絶シタル地方ニ在テハ郡区役所其他司法大臣ノ指定スル處ニ於テ之ヲ取扱ハシム

第四條 登記所ノ位置及其管轄区域ハ司法大臣之ヲ定ム

第五條 登記事務取扱ニ付テハ登記官吏ハ其地方管轄始審裁判所長ノ監督ヲ受クルモノトス

第六條 登記簿ニ登記ヲ為サ、ル賣買讓与質入書入ハ第三者ニ対シ法律上其效ナキモノトス

第七條 地所建物船舶ノ賣買讓与質入書入ニ付キ其登記ス可キ概目ハ左ノ如シ

第一 地所ハ郡区町村名字番地地目反別若クハ坪数地券面ノ價格

第二 建物ハ国〔マ〕郡区町村名、字、番地、地目、建物構造ノ種類、建坪、造作ノ有無

第三 西洋形船舶ハ汽船、風帆船ノ區別、船名、番号、登簿噸数、端船其他必用ノ所属品、汽機及ヒ汽罐ノ種

類

第四 日本形船舶ハ船名、番号、積石数、間数、端船其他必用ノ所属品

第五 登記ノ事由

第六 金額

第七 質入書入ハ其期限及ヒ利息

第八 所有者及ヒ登記ヲ受クル者ノ氏名住所

第九 一筆ノ地所又ハ一棟ノ建物ヲ區別シ賣買讓与質入書入ヲ為ス時ハ其事實

第十 二番以後ノ抵当ハ其事實

第十一 登記ノ年月日

第八條 登記官吏登記ヲ為ストキハ第七條ノ概目ヲ審査シテ簿冊ニ登記シ本人ニ之ヲ示シ又ハ讀聞セタル上本人ヲシテ記名捺印セシメ且之ニ署名捺印ス可シ

第九條 地所建物船舶ニ関スル差押仮差留仮差留仮処分及地所建物ノ収益差押ニ付テハ裁判所ノ命令書ニ依リ登記簿ニ其記入ヲ為ス可シ

前項ノ記入ハ裁判所ノ命令アル時ニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第十條 登記シタル事件ハ契約者双方ノ請求若クハ裁判所ノ命令アルトキニ非サレハ之ヲ為シ又ハ変更シ又ハ取消スコトヲ得ス

第十一條 登記簿ノ謄本又ハ抜書又ハ一覽ヲ要スル者ハ其登記官署ニ出頭シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 登記事件ニ付キ登記官吏ノ執務上ニ対シ不服アル者ハ其管轄ノ始審裁判所ニ抗告スルコトヲ得

第十三條 登記ニ関スル取扱ノ手續及登記簿ノ書式ハ司法大臣之ヲ定ム

第二章 賣買讓与

第十四條 地所建物船舶ノ賣買讓与ニ付キ登記ヲ請フトキハ契約者双方出頭シ其証書ヲ示ス可シ

前項ノ場合ニ於テ其物件質入書入中ニ係ルトキハ買主ニ於テ之ヲ了知セル旨ヲ申出可シ

第十五條 家督相続者又ハ死亡者失踪者若クハ離縁戸主ノ遺留シタル地所建物船舶ヲ相続スル者登記ヲ請フ時ハ其書面ニ親族ノ連署ヲ要シ且ツ戸長ノ証書若クハ他ノ証據書類ヲ示ス可シ但親族ナキ時ハ近隣ノ戸主ヲ以テ之ニ代ルコ

トヲ得

第十六條 行政官廳ノ公売處分ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者登記ヲ請フ時ハ落札達書及ヒ其代金完納ノ証書ヲ示ス可シ

第十七條 官有ノ地所建物船舶ノ払下又ハ無代價下渡ヲ受ケ登記ヲ請フ時ハ其指令ノ本書若クハ達書ヲ示ス可シ

第十八條 民有ノ地所建物船舶ヲ官有ト為シタル時ハ其官廳ハ第七條ノ概目ヲ示シ登記ヲ求ム可シ

第十九條 裁判執行上ノ糶売若クハ入札ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者アル時ハ裁判所ノ命令ニ因リ其登記ヲ為ス可シ

第二十條 地所賣買讓与又ハ相続ノ登記ヲ受ケ地券書換ヲ願出ントスル者ハ登記所ヨリ登記済ノ証ヲ受ク可シ

第三章 質入書入

第二十一條 地所建物船舶ノ質入書入ニ付キ登記ヲ請フ時ハ契約者双方登記所ニ出頭シ契約証書ヲ示ス可シ

貸借ノ為メニ非スシテ義務ヲ果スヘキ保証ノ為メ地所建物船舶ヲ質入書入ト為シ其登記ヲ請フ者モ亦前項ノ規定ニ依ル可シ

第二十二條 書入ノ地所建物船舶ヲ重ネテ書入ト為ス時ハ第二債主ニ於テ之ヲ了知セル旨ヲ申出可シ書入地所ヲ質入ト為シ又ハ質入ノ地所ヲ書入ト為ス時亦同シ

第二十三條 質入書入契約ノ全部若クハ一部ノ解除又ハ変更ニ付登記ヲ請フ時ハ契約者双方出頭シ其証書ヲ示ス可シ

第二十四條 同一ノ地所建物船舶ニ付キ數個ノ登記ヲ為ス時ハ其登記ヲ請フ時日ノ前後ニ因リ登記ノ順序ヲ定ムルモノトス

第四章 登記料及ヒ手数料

第二十五條 地所建物船舶賣買ノ登記ニ付テハ其買受人ハ左ノ賣買代價ノ區別ニ從ヒ每一件ニ其登記料ヲ納ム可シ

(略、修正案ト同)〔福島筆写文書のまま。編者〕

第二十六條 地所建物船舶ノ讓与ノ登記ニ付テハ其讓渡人讓受人ニ於テ時價相当ノ價格ヲ定メ第二十五條ニ掲クル金高ノ區別ニ從ヒ其讓受人ヨリ登記料ヲ納ム可シ

第二十七條 地所建物船舶ノ質入書入登記ニ付テハ其質入人書入人ハ第二十五條ニ掲クル金高ノ區別ニ從ヒ其登記料ノ半額ヲ納ム可シ但一件ニ付金三錢ヨリ下スコトヲ得ス

第二十八條 第二十一條第二項ノ登記ニ付テハ時價相当ノ價格ヲ定メ前條ノ例ニ依リ其登記料ヲ納ム可シ

第九條第一項ノ記入ニ付テハ其價格ノ定マリタル物件ハ其價格又其價格ノ定マラサル物件ハ時價相当ノ價格ヲ定メ前條ノ例ニ依リ其登記料ヲ納ムヘシ

第二十九條 第十五條ノ登記ニ付テハ時價相当ノ價格ヲ定メ第二十五條ニ掲クル金高ノ區別ニ從ヒ其登記料ノ五分一ヲ納ム可シ但一件ニ付金三錢ヨリ下スコトヲ得ス

第三十條 左ニ掲クル者手数料トシテ金五錢ヲ納ム可シ

第一 登記事件ノ取消又ハ其変更ノ登記ヲ請フ者ハ每一件

第二 登記ノ謄本若ハ抜書ヲ請フ者ハ每一枚

第三 登記一覽ヲ請フ者

第三十一條 左ニ掲クル者ハ登記料及ヒ手数料ヲ要セス

第一 官廳ノ請求ニ係ル登記

第二 公立学校、病院、貧院及ヒ公園ニ係ル登記

第三 社寺、堂宇、説教場又ハ墳墓地ニ係ル登記

第四 人民共有ノ用悪水路、溜池敷、堤敷、井、溝敷、及ヒ公衆ノ用ニ供スル道路ニ係ル登記

第三十二條 登記所ニ於テ第二十五條、第二十六條、第二十九條ニ従ヒ届出タル價格ヲ不相当ト認ムル時ハ其事件ニ
關係ナキ者三名ヲ撰ミ之ヲ評價人ト為シ其價格ヲ評定セシム可シ

第三十三條 評價人ノ評定シタル價格届出ノ價格ヨリ増加スル時ハ其評價ニ関スル費用ハ其登記料ヲ納ムル者之ヲ負
担ス可シ若シ其價格届出ノ價格ト同價又ハ低下ナル時ハ其費用ハ登記所ニ於テ之ヲ支弁ス可シ

第三十四條 評價人ニ撰マレタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第三十五條 評價人ノ日当ハ登記所ノ見込ヲ以テ一日金二十錢ヨリ五十錢マテヲ給ス可シ

第五章 罰則

第三十六條 詐偽ノ所為ヲ以テ登記料ノ減脱ヲ圖リ若クハ之二通謀スル者ハ二百円以上百円以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 本條例ニ依リ罰金ニ處スル者ハ刑法ノ不論罪及ヒ減輕再犯加重数罪俱發ノ例ヲ用ヒス

附則

第三十八條 従前ノ法律規則中本條例ニ抵触スルモノハ本條例施行ノ日ヨリ廃止スルモノトス

第三十九條 登記所ノ登記簿ニ未タ登記セサル地所建物船舶ニ付キ登記ヲ請フ者ハ其物件所在地郡区長若クハ戸長ノ
証書ヲ以テ其所有者タルコトヲ示ス可シ

参考資料

〔前注〕次に比較参照のために、明治一九年の登記法の全文を掲げる。

資料Ⅳ(4)の「再修正案の修正」がこの成立法にもっとも近い。若干の点を除けば、ほとんど字句の修正に止まっている(元老院における修正については、三三二巻一〇号所掲の高橋論文一一二頁以下参照)。

なお、ここでは、旧字を原文通り用いている。本稿による資料紹介に当たっては、福島筆写文書の文字を優先しているのであるが、国立公文書館の文書では、いうまでもなく、この成立法と同じ字が用いられている。

登記法(明治一九年八月一三日法律第一号)[法令全書明治一九年による]

第一章 總則

第一條 地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ノ登記ヲ請ントスル者ハ本法ニ從ヒ地所建物ハ其所在地船舶ハ其定繫場ノ

登記所ニ登記ヲ請フ可シ

第二條 地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ノ登記ハ始審裁判所之ヲ監督ス可シ

第三條 登記事務ハ治安裁判所ニ於テ之ヲ取扱フモノトス治安裁判所遠隔ノ地方ニ於テハ郡區役所其他司法大臣指定スル所ニ於テ之ヲ取扱ハシム

第四條 登記所ノ位置及其管轄ノ區域ハ司法大臣之ヲ定ム

第五條 登記官吏ハ登記事務取扱ニ付テハ登記官吏ハ始審裁判所長ノ監督ヲ受クルモノトス

第六條 登記簿ニ登記ヲ爲サ、ル地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ハ第三者ニ対シテ法律上其效ナキモノトス

第七條 地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ニ付キ登記ス可キ概目左ノ如シ

第一 地所ハ郡區町村名、字、番地、地目、反別若クハ坪數、地券面ノ價格

第二 建物ハ郡區町村名、字、番地、地目、構造ノ種類、建坪、造作ノ有無
 第三 西洋形船舶ハ汽船、風帆船ノ區別、船名、番号、登簿噸數、公称馬力、汽機及汽罐ノ種類端船其他必要ノ所屬品

第四 日本形船舶ハ船名、番号、積石數、間數、端船其他必要ノ所屬品

第五 登記ノ事由

第六 金額

第七 質入書入ハ其期限及利息

第八 所有者及登記ヲ受クル者ノ氏名住所

第九 一筆ノ地所又ハ一棟ノ建物ヲ區別シ賣買讓與質入書入ヲ爲ストキハ其事實

第十 二番以後ノ書入ヲ爲シ又ハ書入ニ爲シタルモノヲ質入ト爲シ質入ニ爲シタルモノヲ書入ト爲ストキハ其
 事實

第十一 登記ノ年月日

第八條 登記ヲ請フ者アルトキハ登記官吏直ニ前條ノ概目ヲ審査シテ登記簿ニ登記シ本人ニ之ヲ示シ又ハ読聞セタル
 上本人ヲシテ署名捺印セシメ且之ニ署名捺印ス可シ

第九條 地所建物船舶ニ關スル差押仮差押差留仮差留仮処分及地所建物ノ収益差押ニ付テハ裁判所ノ命令書ニ依リ登
 記簿ニ其記入ヲ爲ス可シ

前項ノ記入ハ裁判所ノ命令アルトキニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第十條 登記ハ第十五條第二項及第十六條第十七條第十八條ヲ除クノ外契約者雙方ノ請求若クハ裁判所ノ命令アルト

キニ非サレハ之ヲ爲シ又ハ變更シ又ハ取消スコトヲ得ス

第十一條 登記簿ノ謄本又ハ抜書又ハ一覽ヲ要スル者ハ其登記所ニ出頭シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 登記官吏ノ職務執務上ニ關シ不服アル者ハ管轄始審裁判所ニ抗告スルコトヲ得

第十三條 登記ニ關スル取扱ノ手續及登記簿ノ書式ハ司法大臣之ヲ定ム

第二章 賣買讓與

第十四條 地所建物船舶ノ賣買讓與ニ付キ登記ヲ請フトキハ契約者雙方出頭シ其證書ヲ示ス可シ

前項ノ場合ニ於テ其物件質入書入中ニ係ルトキハ買受人讓受人ニ於テ之ヲ了知セル旨ヲ申出其記入ヲ請フ可シ

第十五條 家督相續ニ因リ地所建物船舶ノ登記ヲ請フトキハ雙方出頭シ其證書ヲ示ス可シ死亡者失踪者若クハ離縁戸主ノ遺留シタル地所建物船舶ヲ相續スル者登記ヲ請フトキハ親屬又親屬ナキトキハ近隣ノ戸主二名以上連署ノ書面ヲ差出シ且證明書類アルモノハ之ヲ示ス可シ

第十六條 行政官廳ノ公賣処分ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者登記ヲ請フトキハ落札達書及其代金完納ノ證書ヲ示ス可シ

第十七條 官有ノ地所建物船舶ノ拂下又ハ無代價下渡ヲ受ケ登記ヲ請フ時ハ其指令ノ本書若クハ達書ヲ示ス可シ

第十八條 民有ノ地所建物船舶ヲ官有ト爲シタルトキハ其官廳ハ第七條ノ概目ヲ示シテ登記ヲ求ム可シ

第十九條 裁判執行上ノ糶賣若クハ入札ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者アルトキハ裁判所ノ命令ニ因リ其登記ヲ爲ス可シ

第二十條 地所船舶賣買讓與ノ登記ヲ受ケ地券鑑札ノ下付若クハ書換ヲ請ントスル者ハ登記所ヨリ登記濟ノ證ヲ受ケ可シ

第三章 質入書入

第二十一條 地所建物船舶ノ質入書入ニ付キ登記ヲ請フトキハ契約者雙方出頭シ其證書ヲ示ス可シ

貸借ノ爲メニ非スシテ義務ヲ果ス可キ保證ノ爲メ地所建物船舶ヲ質入書入ト爲シ其登記ヲ請フ者モ亦前項ノ規定ニ依ル可シ

第二十二條 書入ノ地所建物船舶ヲ重ネテ書入ト爲ストキハ第二債主ニ於テ之ヲ了知セル旨ヲ申出其記入ヲ請フ可シ
書入ト爲リタル地所ヲ質入ト爲シ又ハ質入ト爲リタル地所ヲ書入ト爲ストキ亦同シ

第二十三條 質入書入契約ノ全部若クハ一部ノ解除又ハ變更ニ付登記ヲ請フ時ハ契約者雙方出頭シ其證書ヲ示ス可シ

第二十四條 同一ノ地所建物船舶ニ付キ數個ノ登記ヲ爲ストキハ其登記ヲ請フ日時ノ前後ニ因リ登記ノ順序ヲ定ムルモノトス

第四章 登記料及手数料

第二十五條 地所建物船舶賣買ノ登記ニ付テハ其買受人左ノ賣買代價ノ區別ニ從ヒ每一件ニ其登記料ヲ納ム可シ

賣買代價

登記料

五圓未滿

五錢

五圓以上拾圓未滿

拾錢

拾圓以上貳拾五圓未滿

貳拾五錢

貳拾五圓以上五拾圓未滿

五拾錢

五拾圓以上百圓未滿

壹圓

百圓以上貳百圓未滿

貳圓

貳百圓以上三百圓未滿	三圓
三百圓以上四百圓未滿	四圓
四百圓以上五百圓未滿	五圓
五百圓以上七百五拾圓未滿	六圓
七百五拾圓以上千圓未滿	七圓
千圓以上千五百圓未滿	八圓
千五百圓以上貳千圓未滿	九圓
貳千圓以上五千圓未滿	拾圓
五千圓以上壹万圓マテ	拾貳圓
以上五千圓マテ毎二貳圓ヲ増加ス	

第二十六條 地所建物船舶讓與ノ登記ニ付テハ其讓渡人讓受人ニ於テ時價相当ノ價格ヲ定メ前條ニ掲クル金額ノ區別ニ從ヒ每一件ニ其讓受人ヨリ登記料ヲ納ム可シ

第二十七條 地所建物船舶質入書入ノ登記ニ付テハ其質入書入人ハ第二十五條ニ掲クル金額ノ區別ニ從ヒ每一件ニ其登記料ノ半額ヲ納ム可シ但一件ニ付キ金五錢ヨリ下スコトヲ得ス

第二十八條 第二十一條第二項ノ登記ニ付テハ價格ヲ定メ前條ノ例ニ依リ其登記料ヲ納ム可シ

第二十九條 第九條第一項ノ記入ニ付テハ其價格ノ定マリタル物件ハ其價格又其價格ノ定マラサル物件ハ時價相当ノ價格ヲ定メ前條ノ例ニ依リ其登記料ヲ納ム可シ

第三十條 第十五條ノ登記ニ付テハ時價相当ノ價格ヲ定メ第二十五條ニ掲クル金額ノ區別ニ從ヒ每一件ニ其登記料

ノ五分一ヲ納ム可シ但一件ニ付金五錢ヨリ下スコトヲ得ス

第三十條 左ニ掲クル者ハ手數料トシテ金五錢ヲ納ム可シ

第一 登記事件ノ取消又ハ其變更ノ登記ヲ請フ者ハ每一件

第二 登記ノ謄本若クハ拔書ヲ請フ者ハ每一枚

第三 登記ノ一覽ヲ請フ者

第三十一條 左ニ掲クルモノハ登記料及手數料ヲ要セス

第一 官廳ノ請求ニ係ル登記

第二 公立ノ學校病院、公園及養育院ニ係ル登記

第三 社寺、堂宇及墳墓地ニ係ル登記

第四 人民共有ノ用悪水路溜池敷、堤敷、井溝敷及公衆ノ用ニ供スル道路ニ係ル登記

第三十二條 登記所ニ於テ第二十五條第二十六條第二十八條第二項及第二十九條ニ從ヒ届出タル價格ヲ不相当ト認ムルトキハ其事件ニ關係ナキ者三名ヲ選ビ之ヲ評價人ト爲シテ其價格ヲ評定セシム可シ

第三十三條 評價人ノ評定シタル價格届出ノ價格ヨリ増加スルトキハ其評價ニ關スル費用ハ其登記料ヲ納ムル者之ヲ負擔ス可シ若シ其價格届出ノ價格ト同價又ハ低下ナルトキハ該費用ハ其登記所ニ於テ之ヲ支弁ス可シ

第三十四條 評價人ニ選ハレタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十五條 評價人ノ日当ハ登記所ノ見込ヲ以テ一日金貳拾錢ヨリ五拾錢マテヲ給ス可シ

第五章 罰則

第三十六條 詐偽ノ所爲ヲ以テ登記料ヲ減脱シ及之ニ通謀スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ処ス

第三十七條 本條例ニ依リ罰金ニ処スル者ハ刑法ノ不論罪及ヒ減輕再犯加重數罪俱発ノ例ヲ用ヒス

附則

第三十八條 明治十年第二十八号布告船舶賣買書入質手續同十三年第五十二号布告土地賣買讓渡規則同十四年第二十

号布告地券證印稅則其他従前ノ法律規則中本法ニ抵觸スルモノハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十九條 地所賣買讓與荒地起返開墾鍬下年期明等總テ地券下付書換ニ係ル手續及其手数料ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四十條 登記所ノ登記簿ニ未タ登記セサル地所建物船舶ニ付キ登記ヲ請フ者ハ地所建物ハ其所在地船舶ハ其定繫場

ノ戸長ノ證書ヲ以テ其所有者タルコト及其物件ニ故障ナキコトヲ示ス可シ

第四十一條 本法ハ明治二十年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

資料V 登記法取扱手續關係

〔前注〕一八八六年(明治一九年)の登記法の成立に伴い、「登記請求手續」(明治一九年二月三日司法省令甲

第五号)と「登記法取扱規則」(明治一九年二月三日司法省訓令第三三三号)などが定められた。

この二者の立案過程を示す資料をつぎに示すことにする。

(1)は、資料Ⅱ(3)の「登記條例(案)」と同時に司法省内で起草され、内閣へも提出されたものである(国立公文書館にも、「本書ハ當省限りノ達ニ属スヘキモノト雖條例ト密着ノ關係ヲ有スルモノニ付参照トシテ添付ス」という付箋が付された、これとほぼ同じ文書が保存されている)。その後、明治一九年四月二日に修正され、再度司法大臣に提出されている(後記ニ参照)。

- (2)は、上記の「登記請求手続」が確定する直前の案である。
 (3)は、上記の「登記法取扱規則」が確定する直前の案である。

なお、「登記簿及ヒ登記簿謄本其他登記ニ関スル帳簿等ノ程式」（明治一九年二月四日司法省訓令第三三三号）についても、(2)(3)と同様の案があるが（二八二丁、三〇〇丁）、多数の雛形などを含み、分量の関係から掲載は省略した。この雛形の案は(3)にも付されているが、同様の理由で省略した。

資料V(1) 登記條例取扱手続（案）

〔前注〕資料II(3)の「登記条例（案）」と同時に作成されたと考えられる登記手続に関する案である。司法省限りで定めれば足りるものであるが、念のためとして、内閣にも登記条例案に付して送付されている。

冒頭に、つぎのような「達案」が付されている（九七丁。付箋と朱書による訂正後の内容を示す）。

達案

司法省令丙第 号

裁判所

本年何月勅令第 号ヲ以テ登記條例創定ニ付テハ登記條例

取扱手続別冊ノ通相定ム

明治 年 月 日

司法大臣

三行目の達の宛名を示す部分の原文には「治安裁判所 登記課」とあったが、修正されている。また、「勅令第 号ヲ以テ」の部分の原文は「第 号布告ヲ以テ」であり、一時期、勅令の形をとることが考えられたことが窺われる。

この資料には、墨書（福島筆写文書では、ペン書き）で書かれた原案に朱書および付箋（福島筆写文書でも原本通りの付箋が付されている）を用いて修正が行なわれている。

以下には、

(ア)として、まず、修正前の案（墨書の部分）を示した。

この文書に相当する文書が、資料Ⅱ(3)と同時に、内閣にも送付されたと推測され（資料Ⅴ〔前注〕参照）、国立公文書館に現存している。それとの違いについては、資料Ⅱ(3)と同様に示した。

また、案には第一号から第一四号までの雛形が規定されているが、福島筆写文書では第七号までの雛形しか写されていない（国立公文書館のものには第一四号までの雛形がある）。これは、(イ)の修正により、第八号以下が削除されたので、筆写された文書には、雛形のその部分が削られていたことによるものと思われる。ただし、この雛形についても、前述の理由（資料Ⅴ〔前注〕）から、その掲載は省略した。

(イ)として、朱書と付箋による修正部分を示した。(ア)の内閣への送付後に司法省で行なわれた修正かと思われる（経緯について、後記二参照）。

(九八丁、一一二丁)

(ア) 修正前

登記條例取扱手續

第一款 登記ノ手續

第一條 登記課ニ於テハ登記受付簿ヲ製置シ受付掛ハ登記願人出頭ノ順次ヲ以テ第一号雛形ノ如ク受付ノ手續ヲ為シ其名刺ヲ登記課ニ回付スヘ「国立公文書館文書では、「ベ」となっている。以下の諸条についても同じであるが、重要ではないので、とくに示さない。」シ

第二條 登記課ニ於テハ受付番号ノ順次ヲ以テ登記願人ヲ呼出シ取調ノ上各帳簿ニ就キ質入書入ノ登記又ハ登記猶豫願及ヒ物件差押ノ有無ヲ調査スヘシ

第三條 條例第一條ニ掲クル登記簿冊ハ第二号第三号雛形ノ如ク賣買譲与ト質入書入ハ各別ニ之ヲ製置シ條例第四條ノ方式ヲ履行スヘシ若シ登記願人自ラ署名スル能ハサルトキハ書記之ヲ代署シ其旨ヲ附記スヘシ

但本文方式履行ノ上直ニ第四号雛形ノ如ク登記見出帳ニ記入シ且圖面アルモノハ其圖面ニ登記番号ヲ記入シ置クヘシ

第四條 登記簿ニ登記スル文字ハ楷行ノ内ヲ用ヒ又金錢物品ノ員数ハ必ス壹貳拾ノ字体ヲ用フヘシ

第五條 登記ノ誤謬又ハ脱字等ハ朱字ヲ以テ訂正又ハ記入ヲ為シ其欄外ニ幾字訂正又ハ記入ト明書シ登記願人ヲシテ捺印セシムヘシ

第六條 條例第十五條登記ノ全部又ハ一部ノ取消同第十六條登記利息ノ変更ヲ請フ者アルトキハ登記課ニ於テ左ノ書面ヲ調査スヘシ

一 負債償却ニ因リ登記ノ全部又ハ一部ヲ取消ストキハ其償却金ノ請取書

二 裁判言渡又ハ官廳ノ達ニ原由スルトキハ其書面

三 利息ヲ変更シタルトキハ其契約書

第七條 條例第八号〔マ、。條の誤りか。編者〕ニ掲クル登記謄本ノ下付ヲ請フ者アルトキハ第五号雛形ノ用紙ニ記入

第六号雛形ノ台帳ト割印シ之ヲ其願人ニ下付スヘシ

第八條 條例第五條登記猶豫願ヲ受理シタルトキ同第六條裁判所ヨリ物件ノ差押ノ通知アリタルトキハ第七号雛形ノ見出帳ニ其旨ヲ記入スヘシ

但登記猶豫願ノ取消又ハ差押ノ物件解放ノトキハ見出帳ノ欄外ニ消印ヲ捺捺スヘシ

第二款 税金及ヒ手数料収入

第九條 国庫金取扱所又ハ大蔵省為替方ニ於テ納税切符ニ押用スル印影ハ豫メ登記課ニ徴シ置クヘシ

第十條 登記課ニ於テハ第八号雛形ノ納税切符ヲ登記願人ニ付与シ願人ヲシテ之レニ現金ヲ添ヘ国庫金取扱所又ハ大蔵省為替方へ納付シ其切符ニ領収ノ証印ヲ請ケ之ヲ登記課ニ差出サシムヘシ

第十一條 登記課ニ於テハ前條切符ノ証印ヲ檢シ第九号雛形ノ如ク日々収入簿ニ記入シ第十号雛形ノ如ク領収証ヲ登記願人ニ付与スヘシ

第十二條 登記課ニ於テハ一句日毎ニ税金及ヒ手数料ヲ取纏メ第十一号雛形ノ納付書ヲ添ヘ三日以内ニ之ヲ該府県収税長ニ納付スヘシ

第十三條 国庫金取扱所又ハ大蔵省為替方ノ在ラサル地方ハ登記課ニ於テ登記願人ヲシテ其裁判所ノ為替方へ現金ヲ預ケシメ該預リ証ヲ領収シ一句日毎ニ更ニ国庫金取扱所又ハ大蔵省為替方へ預ケ入取纏メ前條ノ手續ヲ為スヘシ

第十四條 登記課ニ於テハ一年毎ニ第十二條雛形ノ如ク皆済報告書ヲ製シ三ヶ月以内ニ之ヲ府県収税廳〔マ、。国立

公文書館文書では「長」ニ申報スヘシ

第三款 評價

第十五條 登記課ニ於テ條例第二十四條ニ因リ評價ヲ要スルトキ其評價人ハ登記願人ノ親族故舊又ハ雇人ニ非ル丁年

以上ノ者三名又ハ五名ヲ撰定ス〔国立公文書館文書では、このあとに「ベシ」〕

第十六條 條例第二十五條評價ニ関スル費用ハ評價前見積リヲ以テ登記願人ヨリ之ヲ豫納セシム可シ

第十七條 登記課ニ於テハ評價人ヲシテ速ニ該物件ノ所在ニ就キ價格ヲ評定シ其評價書ヲ差出サシムヘシ

〔国立公文書館文書には、「但評價人各自意見ヲ異ニスルトキハ更ニ評價人ヲ撰定スベシ」という但書がある。〕

第十八條 評價人ニ支給スヘキ日当其他ノ費用ハ明治十四年第六十七号布告証人鑑定人ノ例ニ準據スヘシ

第四款 帳簿

第十九條 登記課使用ノ帳簿ハ左ノ如シ

- 一 地所賣買讓与登記簿
- 二 同質入書入登記簿
- 三 建物賣買讓与登記簿
- 四 同質入書入登記簿
- 五 船舶賣買讓与登記簿
- 六 同質入書入登記簿
- 七 登記受付簿
- 八 名刺綴込帳

九 圖面綴込帳

十 登記見出帳

十一 登記猶豫願及ヒ物件差押見出帳

十二 謄本下付台帳

十三 物件差押往復綴込帳

十四 登記猶豫願名刺綴込帳

十五 登記税手数料日々収入簿

十六 登記税手数料納付書及ヒ皆済通知書綴込帳

十七 領収書綴込帳

十八 登記件数表綴込帳

十九 進達及往復綴込帳

二十 管内通達留

二十一 番号帳

第二十條 登記簿ハ町村毎ニ設クヘキモノトス

若シ数町村ヲ合セテ一冊ト為ストキハ口取見出シヲ付シ置クヘシ

第二十一條 登記簿ハ治安裁判所長ニ於テ其枚数ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ之レニ官印ヲ捺シ且毎葉ノ合セ目及ヒ綴目ニ契印スヘシ

第二十二條 登記簿ノ紙数ニ残余又ハ不足ヲ生シ増減スルトキハ治安裁判所長ニ於テ前條ノ例ニ準シ記載契印ノ手續

ヲ為スヘシ

第二十三條 登記ニ関スル簿冊ハ常ニ書箱ニ蔵メ其封鎖ヲ嚴ニシ非常持退ノ準備ヲ為シ置キ勉メテ紛乱毀損ヲ豫防スヘシ

第二十四條 簿冊ハ暦年ヲ以テ締切ルヘシト雖トモ税金及ヒ手数料ニ関スル第十九條第十五乃至第十七ノ簿冊ニ限り會計年度ヲ以テ締切ルヘシ

但簿冊ヲ締切ルトキハ更ニ検査ヲ遂ケ之ヲ整正スヘシ

第五款 雑事

第二十五條 登記課ニ於テハ第十三号雛形ノ印章ヲ調製スヘシ

第二十六條 登記課ニ於テハ第十四号雛形ノ如ク三ヶ月毎ニ登記件数表ヲ調製シ十日以内ニ之ヲ司法省ニ差出スヘシ

〔雛形 略 ―編者〕

(イ) 朱書・付箋による修正

第九條 「国庫金取扱所又ハ大蔵省為替方」は、「国庫金取扱所又ハ現金支払所」に修正

第十條 「国庫金取扱所又ハ大蔵省為替方へ」は、「国庫取扱所又ハ現金支払所へ」に修正

第十二條 「次のように修正」

「登記課ニ於テハ本年閣令第三号歳入歳出納規則第二十七條ニ據リ第十一号雛形ノ納付書ヲ製シ之ニ納税切符ヲ添ヘ更ニ国庫金取扱所又ハ現金支払所へ納付シ其領収ヲ証シタル納付書ハ第十二号雛形ノ通付録ヲ以テ會計主務官ヘ送付シ會計主務官ハ本年大蔵省令第四号歳入取扱順序第二十三條ニ依リ整理スルモノトス」

第十三條 〔次のように修正〕

「国庫金取扱所又ハ現金支払所ノ在ラサル地方ハ登記課ニ於テ登記願人ヲシテ其裁判所ノ為替方ヘ現金ヲ預ケシメ該預リ証ヲ領収シ五日毎ニ之ヲ取纏メ前條ノ手續ヲ為スヘシ」

第十四條 〔次のように修正〕

「登記課ニ於テ其裁判所管内戸長ヨリ登記税及ヒ手数料納付証書ノ送致アリタルトキハ第十二号雛形ノ通付録ヲ以テ之ヲ會計主務官ニ送置スヘシ」

第十九條 〔第十五号から第二十一号までを削除し、次の三号を加える（第十五号については不明）〕。

十六 登記件数表綴込帳

十七 進達及往復綴込帳

十八 管内通達留

第二十六條 〔次のように修正〕

「登記課ニ於テハ第十四号雛形ノ如ク三ヶ月毎ニ登記件数表ヲ調製シ其戸長ヨリ送致ヲ受タル件数表ハ之ヲ取纏メ合計表ヲ添付シ併テ翌月十五日迄ニ司法省ヘ差出スヘシ」

〔雛形 略 ―編者〕

資料V(2) 登記申請手続

〔前注〕一八八六年（明治十九年）の登記法制定後、同年十二月三日司法省令甲五号として、「登記請求手続」

が定められた。

つぎに掲げるのは、この省令の直前の案と思われるものである。墨書で書かれたものに朱書で訂正があり、その結果を整理すると、省令と同じ内容になる。以下に示すのは、墨書による原文である。

省令との違いは、省令では、「裁判執行上ノ糶売若クハ入札」に関する第七条が追加され、そのあとの条数が一条ずつずれて全部で一条になった以外は、字句の修正程度に止まる。

付属の書式については、筆写されていない。

なお、この文書の冒頭に「南部甕男」と「往復課長」の印および「往復課写字部十九年十月十四日第五七四七号」という記入がある。

(二四〇丁、二四六丁)

なお、福島筆写文書には、この文書の前に「登記條例取扱手續修正案」と題された一六丁（二三三丁、二三九丁）がある。その一枚目には「取扱規則と対比、修正の要点のみ示す」というメモが記されている。資料V(1)と(2)の間の存在と思われるが、メモ書であり、修正の内容を示すのは困難であるので、掲載は省略する。

司法省令甲第 号

本年八月法律第一号ヲ以テ登記法創定ニ付キ明治二十年二月以後登記ヲ請フ者ハ左ノ手續ニ依ル可シ

明治 年 月 日 司法大臣

第一條 登記ヲ請フ者ハ第一号書式ニ準シ登記ノ件目等ヲ記載シ実印ヲ押シタル名刺ヲ登記所ニ差出ス可シ

登記簿ノ謄本若クハ抜書又ハ登記簿ノ一覽ヲ請フ者亦同シ

第二條 後見人ヨリ登記ヲ請フトキハ後見人タルノ證書ヲ登記所ニ差出ス可シ

代人ヲ以テ登記ヲ請フトキハ代理ノ委任状ヲ付与シ之ヲ登記所ニ差出サシム可シ

第三條 初テ登記ヲ請フ者ハ区戸長ノ証明シタル印鑑ヲ登記所ニ差出ス可シ已ニ登記簿ニ印鑑ノ存スル者ト雖モ改印シタル後登記ヲ請フ時亦同シ

第四條 地所ニ付キ登記ヲ請フ者ハ地券ヲ登記主務官ニ示ス可シ但現ニ質入中ノ地所ニ付テハ此限ニ在ラス

船舶ニ付テハ鑑札ヲ示ス可シ但船舶ニ釘付シタルモノハ此限ニ在ラス

第五條 建物ニ付登記ヲ請フトキハ其圖面ヲ登記所ニ差出ス可シ

建物ノ圖面ハ邸地ノ形状、坪数、(反別)方位及ヒ建物ノ形状、間尺、位置等ヲ記シ登記ヲ受ク可キ建物ノ圖ハ墨引墨字ト為シ登記外ナル建物アルトキハ其圖ハ朱引朱字ト為ス可シ

建物ノ圖面ニハ登記法第九條第十六條第十七條第十八條第十九條ノ場合ヲ除クノ外結約者双方之ニ署名捺印ス可シ但同第十五條第二項ノ場合ニ於テハ親屬又ハ近隣戸主之ニ連署ス可シ

地所船舶ニ付キ圖面アルトキモ亦前項ニ定メタル者署名捺印若クハ連署ヲ要ス

第六條 地所ヲ分割シテ賣買讓与シ又ハ質入書入ト為ストキハ前條ニ準シ其圖面ヲ差出ス可シ

第七條 登記法第三十二條ニ依リ評價ヲ要スルトキハ登記料ヲ納ムル者カ登記所ノ命令ニ從ヒ評價費用ノ見積金額ヲ豫納ス可シ

第八條 登記済ノ証ヲ請フ者ハ第二号書式ニ準シ物件等ヲ記載セル願書ヲ登記所ニ差出ス可シ

第九條 登記ヲ受ケタル物件ノ全部若クハ一部毀壞焼失流亡等ニ依リテ消滅シタルトキハ其物件ノ所有者ヨリ其登記

ヲ為シタル登記所ニ書面ヲ以テ其旨ヲ届出ツ可シ

但其物件質入書入又ハ差押差留等ニ係ルトキハ債主又ハ差押差留等ノ記入ヲ請ヒタル者ノ連印ヲ要ス
地目変換ノ場合ニ於テモ亦前項ノ例ニ準シ届出ヲ為ス可シ

第十條 船舶ノ定繫場ヲ更改シタル時ハ原登記所ヨリ登記簿ノ謄本ヲ請受ケ之ヲ転入地ノ登記所ニ差出シ其登記ヲ請ヒタル上登記済ノ通知書ヲ原登記所ニ差出シ登記ノ取消ヲ請フ可シ
同一ノ登記所ニ属スル町村ニ転入シタル場合ニ於テハ変更ヲ請フ可シ

資料V(3) 登記法取扱規則

〔前注〕資料V〔前注〕で述べたように、「登記法取扱規則」(明治一九年十二月三日司法省訓令第三二号)が確定する直前の案である。

資料V(2)と同じく、墨書で書かれた案をそのまま掲げる。朱書により修正されたものが、右の訓令と同じ内容になっている。

資料V(2)と同じく、最初の二四七丁に、南部甕男と木下の印が押されている。

(二四七丁、二八一丁)

司法省令丙第 号

始審裁判所

登記所

本年法律第壹号ヲ以テ登記法創定ニ付登記法取扱規則左ノ通り之ヲ定ム

明治 年 月 日 司法大臣

登記法取扱規則

第一章 登記所標章及ヒ登記簿

第一條 登記所ハ其地名ヲ冠シテ某登記所ト称シ其標札ヲ掲ク可シ

登記所ニ於テハ隸書ヲ以テ其署名ヲ刻シタル印章大小二顆ヲ調製シ其印影ヲ管轄始審裁判所ニ届ケ置ク可シ

第二條 登記簿ハ地所建物船舶ヲ分チ別冊ト為ス可シ

登記簿ハ前項ノ外町村毎ニ冊ヲ分チ之ヲ設ク可シ但事件寡少ナル町村ニ付テハ数町村ヲ合セ一冊ト為スコトヲ得此場合ニ於テハ各町村毎ニ見出ヲ付ス可シ

第三條 登記簿ハ一用紙毎ニ登記物件ノ番号ヲ付シ且其一用紙ヲ表題ヘ登記簿用紙中物件ノ欄ヲ設ケタル所ヲ云フ以下準之〔編者がヘ〕を付した部分は二行書である。以下同じ〕及ヒ甲乙丙ノ三区ニ分ツモノトス

其表題ハ登記法第七條ノ一二三又ハ四ニ掲ケタル項目ヲ登記スルノ所トス

其甲区ハ所有權ノ得有即チ賣買讓与等ヲ登記スルノ所トス

其乙区ハ抵当即チ質入書入ヲ登記スルノ所トス

其丙区ハ執行上ノ抵当即チ登記法第九條ニ記載シタル諸件ヲ記入スルノ所トス

第四條 登記簿ハ登記所ノ請求ニ因リ始審裁判所長之ヲ渡スモノトス

登記所ハ凡一年間用フ可キ登記簿ノ冊数及ヒ各冊ノ枚数ヲ見積リ豫メ前項ノ請求ヲ為ス可シ

第五條 登記簿ハ始審裁判所長其枚数ヲ表紙ノ裡面ニ記載シテ之ニ氏名ヲ署シ官印ヲ捺シ且毎葉ニ契印ス可シ

第六條 町村ノ分合アリタル場合ニ於テハ登記所ハ其旨ヲ始審裁判所長ニ申告シ更ニ分合セシ町村ニ対スル登記簿ノ下付ヲ受ク可シ

前項ノ場合ニ於テ旧登記簿其他之ニ属スル簿冊ハ現状ノ儘之ヲ保存シ已ニ登記シアル事項ノ変更取消ハ其登記簿ニ登記ス可シ

第七條 登記簿ノ閲覽ヲ請フ者アルトキハ官吏ノ職務ヲ以テ閲覽スルトキノ外役所吏員ノ面前ニ於テ之ヲ閲覽セシム可シ

第二章 登記手續

〔右の第七條は全文が朱抹されており、以下の条文は、墨書で第七條以下となっている。正しくは、原案に第八條とあり、朱書で第七條と修正されているべきところである。そうされていない理由は分からないが、福島先生が条数については、訂正後の数字のみを記されたのかとも思われる。編者〕

第七條 登記所ニ於テハ受付帳ヲ製シ置キ登記ノ出願請求若クハ命令ノ順序ニ従ヒ之ニ記載ス可シ

第八條 登記主務官ハ受付番号ノ順序ニ従ヒ願人ヲ取調ヘ又ハ請求書若クハ命令書ヲ審査シ且登記簿ニ就キ本人ノ所有物件ナルコトヲ確認シタル上仍ホ質入書人又ハ差押差留等ノ記入ノ有無ヲ調査シ若シ是等ノ登記アルトキハ之ヲ本人ニ示シタル上登記ノ手續ヲ為ス可シ

主務官ハ登記ヲ為ス前必ス其印章ヲ檢シ已ニ登記簿ニ押捺シアル印影若クハ区戸長ノ証明アル印鑑ト符合スルニ非レハ登記簿ニ押捺セシム可カラス

第九條 登記簿ニ未タ登記セサル地所建物船舶ニ付キ初テ登記ヲ為ス場合ニ於テ治安裁判所ノ登記所及ヒ郡役所ニア
ル登記所ハ地券、鑑札及ヒ所管ノ公簿并ニ登記法第四十條ニ記載スル証書ニ依リ戸長役場ニアル登記所ハ地券、鑑
札及ヒ所管ノ公簿并ニ其戸長役場ノ公簿ニ依リ物件ノ所有者ヲ確認シ其物件ニ故障ナキニ於テハ先ツ登記簿表題ノ
部ニ其物件ヲ記載シ所有者ヲシテ之ニ認印セシメタル上各区ニ登記ノ手續ヲ為ス可シ

第十條 抵当ヲ登記スル場合ニ於テ未タ物件及ヒ所有者ノ登記アラサル時ハ前條ノ手續ヲ為シタル上甲区中登記事由
ノ欄内ニ書入若クハ質入ノ登記出願ニ付キ何々ノ証書へ地券、鑑札及ヒ登記法第四十條ニ記載セシ証書ヲ云フヘ及
ヒ何々ノ公簿へ前條ノ公簿ヲ云フヘニ依リ記載セシ旨ヲ記シ負債者即チ物件ノ所有者ヲシテ所有者ノ欄内ニ署名捺
印セシメタル上乙区中ニ出願事件ノ登記ヲ為ス可シ

執行上ノ抵当ヲ記入スル場合ニ於テ未タ所有者ノ登記アラサルトキハ主務官ニ於テ前條及ヒ本條前項ノ手續ヲ為シ
物件及ヒ所有者ノ氏名ヲ記載シ其側ニ認印シタル上丙区中ニ命令事件ノ記入ヲ為ス可シ但後日其物件ニ関シ所有者
ヨリ他ノ登記ヲ出願シタル時ハ所有者ヲシテ物件ニ認印シ及ヒ其氏名ノ下ニ捺印セシム可シ

第十一條 登記物件ノ番号ハ初テ其物件ヲ記載スル毎ニ出願若クハ請求ノ順序ニ從ヒ之ヲ付スルモノトス但其番号ハ
町村毎ニ之ヲ區別シ仍ホ地所建物船舶ヲ區別シテ之ヲ付ス可シ

同時ニ登記ヲ求メ且同一ノ所有者ニ属スル同種類ノ物件ハ同町村内ニ在リテ且合録ノ為メ混雜ヲ生スルノ憂ナキニ
於テハ之ヲ同番号中ニ記載ス可シ若シ其物件多数ニシテ同番号中ニ記載スル能ハサルトキハ所有者ノ意見ヲ聴キ便
宜分割シテ之ヲ次ノ番号中ニ記載スルコトヲ得

第十二條 一番号中ニ登記セシ数物件ヲ分チ又ハ一物件ヲ割テ賣買讓与スルトキハ表題ノ部中取消ノ欄内ニ其要領及
ヒ第何号ニ移シタルコトヲ記載シ分割シタル物件ハ未タ登記ヲ為サ、ル用紙ニ記載シテ新番号ヲ付シ且第何号ヨリ

移シタルコトヲ付記ス可シ其他ノ手續ハ通常ノ場合ニ同シ

前項ノ場合ニ於テ旧番号中分割セラレタル物件ハ之ヲ朱抹ス可シ若シ一物件ヲ割キタル時ハ其欄内ニ更ニ残余ノ現状ヲ記載ス可シ

数番号中ニ登記セシ物件ヲ合併シテ賣買譲与スルトキハ各番号中ノ登記事由ノ欄内ニ其旨ヲ明記シテ登記ヲ為ス可シ

第十三條 一番号中ノ物件ヲ分割シテ質入書入ト為シ若クハ差押差留等ト為ス時ハ何々ノ物件ヲ質入書入若クハ差押差留等ト為シタルコトヲ明記シテ登記ヲ為ス可シ

数番号ニ属スル物件ヲ合併シテ一個ノ質入書入ト為ストキハ前条第三項ノ手續ニ従フ可シ

第十四條 質入書入ト為リタル物件ヲ賣買譲与スルトキハ買受人譲受人ニ於テ其質入書入ニ係ルコトヲ了知セル旨ヲ相当欄内ニ記載シテ登記ヲ為ス可シ

登記法第二十二條ノ場合ニ於テモ亦前項ニ準據ス可シ

第十五條 物件ヲ分割シテ賣買譲与スル為メ第十三條〔朱書により第十二條と訂正されている。これは、上記の第二二條、すなわち成立した規則と同じ条数である。編者〕ノ手續ヲ為ス場合ニ於テ新ニ番号ヲ付スヘキ物件已ニ旧番号ノ物件ト共ニ書入質入ト為リタルモノナルトキハ新番号ノ表題欄内物件ヲ記載セシ側ニ第何号ヘ旧番号ヲ云フノ物件ト連帶シテ抵当物トナリタルモノナルコトヲ付記ス可シ

其抵当ヲ取消シタル場合ニ於テハ前項ノ付記ヲ朱抹ス可シ

第十六條 質入書入ノ権ヲ賣買譲与シヘ相續ノ場合ヲ除クヘ又ハ他人ニ於テ負債者ノ負債ヲ弁済シテ債主ノ権ニ代ル等抵当権ノ他人ニ移リタル場合ニ於テハ負債者承諾ノ上登記ヲ出願シタルトキハ之ヲ変更ノ欄内ニ登記ス可シ

質入書入ノ債主負債者ト協議ノ上抵当物件ヲ引取り所有者ト為リタル場合ニ於テハ抵当取消ノ欄内及ヒ甲区中事由

ノ欄内ニ其要旨ヲ登記ス可シ

第十七條 質入ヲ変更シテ書入ト為シ又ハ書入ヲ変更シテ質入ト為シ若クハ利息期限等ヲ変更シタル場合ニ於テハ之ヲ変更ノ欄内ニ登記ス可シ

第十八條 (この条数は、原案のもので、朱書で成立規則と同じ第十九条と修正されている。以下同じ。编者) 賣買讓与其他ノ方法ニ因リ嘗テ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者其所有權ノ登記ヲ出願スルトキハ第十條ノ例ニ準シ之ヲ登記ス可シ

第十九條 従前ノ公証簿ニ登記セシ書入質入ノ取消ヲ願出ルトキハ手数料ヲ徴セス旧手續ニ依リ之ヲ終結ス可シ

若シ変更ノ登記ヲ願出タルトキハ第十一條ノ例ニ準シ所有者及ヒ原契約ヲ登記シタル上変更ノ欄内ニ其登記ヲ為ス可シ此場合ニ於テハ変更ノ手数料ヲ徴ス可キモノトス

第二十條 登記ヲ受タル物件ノ全部若クハ一部毀壞焼失流亡等ニ依リテ消滅シ其旨ヲ届出タルトキハ登記簿表題ノ部取消ノ欄内ニ之ヲ登記シ其物件ハ朱抹ス可シ若シ残余アルトキハ第十三條 (修正後の第十二条に当たる。编者) 第二項ノ例ニ準シ其現状ヲ記載ス可シ

地目変更ヲ届出タルトキハ登記簿表題ノ地目ヲ更正シ其旨ヲ付記ス可シ

前二項ノ場合ニ於テハ手数料ヲ徴収セス

第二十一條 登記所ノ同管内ニ在リテ船舶ノ定繫場ヲ更改シ其登記ヲ請フ者アル時ハ転入セシ町村ノ登記簿ニ其物件及所有者ヲ転写シ甲区中登記事由ノ欄内ニ某町村ヨリ転入セシ者ヲ記載シ若シ船舶既ニ抵当物トナリタルモノナルトキハ其旨ヲ附記ス可シ転出セシ町村ノ登記簿ニハ其表題ノ部中取消ノ欄内ニ転出ノ旨ヲ記載シテ其物件ヲ朱抹ス可シ

若シ他ノ登記所ニ属スル町村ニ転入スル時ハ原登記所ヨリ登記簿謄本ヲ本人ニ下付シ之ヲ転入スル登記所ニ差出サシメ其登記所ハ其謄本ニ依リ登記ヲ為シ登記済ノ通知書ヲ本人ニ下付シ原登記所ニ送致セシム可ク原登記所ハ其通知ニ依リ取消ノ手續ヲ為ス可シ

前二項ノ場合ニ於テハ登記法第三十條第一第二ノ規則ニ依リ変更及ヒ謄本ノ手数料ヲ徴収スルモノトス

第二十二條 登記簿ニ記載スル願人ノ氏名ハ本人ヲシテ自署セシメ其名下ニ捺印セシム可シ若シ自署スル能ハサルトキハ登記主務官代書シ其旨ヲ附記ス可シ

第二十三條 登記事件ニ附属スル圖面アルトキハ登記簿ニ其旨ヲ記載シ其圖面ニ登記物件ノ番号ヲ記載シ主務官之ニ認印シ帳簿ニ編入ス可シ

第二十四條 登記ノ為メ差出タル証書ニハ登記済ノ上登記主務官之ニ登記物件ノ番号ヲ記載シ且ツ認印シテ本人ニ還付ス可シ

第二十五條 登記簿ノ或ル部中更ニ登記ヲ為スヘキ餘白ナキニ至リタルトキハ其登記簿中未タ登記ヲ為サ、ル用紙ニ原番号ヲ転写シ、之ニ其番号ノ第二ナルコトヲ記入シ原用紙番号ノ下ニハ第一ノ文字ヲ追加シ且第何冊何丁ニ続ク旨ヲ記載ス可シ第三以下ノ續ヲ設クルトキ亦此例ニ準ス

前項ノ場合ニ於テ新用紙ニハ原用紙ニ記載アル登記ノ順番ヲ繼續シテ之ヲ付ス可シ

第二十六條 登記簿ニ登記ヲ為ス字体ハ楷書ヲ用ヒ鮮明ナルヲ要ス又金錢物品ノ員數ハ必ス壹貳參拾ノ文字ヲ用フ可シ登記ヲ為スニハ之ヲ墨書ス可ク訂正若クハ挿入等ヲ為ストキハ之ヲ朱書ス可シ

文字ハ之ヲ改竄ス可ラズ若シ删除スルトキハ讀得ヘキ為メ字体ヲ存ス可シ

前二項ノ場合ニ於テハ本人ヲシテ之ニ認印セシム可シ

第二十七條 後見人若クハ代人ヨリ登記ヲ出願セシトキハ後見人タルノ証書若クハ代理ノ委任状ヲ差出サシメ之ヲ帳冊ニ編入ス可シ

前項ノ証書ヲ差出サ、ルトキハ登記ヲ為ス可カラス

第二十八條 登記主務官自己ノ權利義務ヲ登記ス可キ場合ニ於テハ治安判事及ヒ郡長ハ書記戸長ハ其次席ノ吏員ヲシテ代テ登記ヲ為サシム可シ

第三章 帳簿

第二十九條 登記所使用ノ帳簿ハ左ノ如シ

- 一 地所登記簿
- 二 建物登記簿
- 三 船舶登記簿
- 四 受付帳

〔以下、五、六、十、十一、十二号の付加部分は二行書きで書かれている。编者〕

- 五 登記見出帳 三種
- 六 印鑑簿 区戸長ノ証明シタル印鑑ヲ押入シタルモノ
- 七 謄本下付帳
- 八 登記済証下付帳
- 九 圖面綴込帳
- 十 請求書綴込帳 行政廳ノ登記請求書ヲ綴込ミタルモノ

- 十一 登記願書綴込帳 登記法第十五條第二項ノ書面ヲ綴込タルノモノ
- 十二 証明書綴込帳 登記法第四十條ノ証書及ヒ印鑑証明書等ヲ綴込タルモノ
- 十三 名刺綴込帳
- 十四 代理証書綴込帳
- 十五 証書綴込書
- 第三十條 登記簿ノ謄本若クハ抜書ヲ請フ者アルトキハ其用紙ニ謄写シ謄本下付帳ト割印シテ之ヲ下付ス可シ但手数料ヲ領収セサル前ニ謄本又ハ抜書ヲ下附スルコトヲ得ス
- 第三十一條 謄本ハ登記簿一番号ノ全部ヲ遺漏ナク謄写シテ之ヲ作ル可シ
抜書ハ請求アル部分ノミ登記簿ヨリ摘要シテ之ヲ作ル可シ
- 第三十二條 登記済ノ証ヲ請フ者アルトキハ其願書ニ記載アル物件ヲ登記簿ト照査シタル上登記済ノ旨ヲ朱記シ登記済証下付帳ト割印シテ之ヲ下付ス可シ
- 第三十三條 登記見出帳ハ地所建物ニ付テハ地所ノ番号ニ依リ船舶ニ付テハ鑑札ノ番号ニ依リ登記物件ノ番号ヲ付スル毎ニ各番号ヲ記入ス可シ
- 同番号ノ地所ニシテ数筆二分レタルモノアルトキハ地券面ノ符合〔マ、〕ヲ番地ノ下ニ記載ス可ク同番地ニアル建物ニシテ棟ヲ異ニシタルトキハ建物ノ番号ヲ番地ノ下ニ記載シテ之ヲ區別ス可シ同番号若クハ符合ヲ同フスル地所又ハ同番地若クハ棟ヲ同フスル建物ヲ分轄〔マ、〕シテ賣買讓与質入書入トシタルトキハ其各部ノ地所若クハ建物ニ子丑寅卯ノ符号ヲ付シテ之ヲ區別ス可シ
- 前二項ノ區別ハ登記簿ニモ亦之ヲ記載ス可キモノトス

第三十四條 登記ニ関スル帳簿ハ常ニ書籍ニ蔵メ其封箴ヲ嚴ニシ非常持退ノ準備ヲ為シ勉テ紛乱毀損ヲ豫防ス可シ
登記ニ関スル帳簿ハ裁判所ノ命令アルニ非サレハ登記所外ニ出スコトヲ得ス

第三十五條 登記簿ノ閲覧ヲ請フ者アルトキハ官吏ノ職務ヲ以テ閲覧スルトキノ外役所吏員ノ面前ニ於テ之ヲ閲覧セシム可シ

第三十六條 登記所ニ於テハ六月毎ニ登記件数表ヲ調製シ翌月五日マテニ其地ヲ發シ管轄始審裁判所ニ送致ス可ク始審裁判所ニ於テハ之ヲ取纏メ合計表ヲ付シ其月末マテニ其廳ヲ發シ司法省ニ差出ス可シ

第四章 登記料手数料及ヒ評價ノ費用

第三十七條 登記料ハ登記ヲ為ス前之ヲ納メシム可シ登記事件ノ取消又ハ変更ノ登記ヲ請フ者ノ納ム可キ手数料ニ付テモ亦同シ

第三十八條 登記法第三十二條ニ依リ評價ヲ要スル場合ニ於テハ登記所ハ其費用ヲ見積リ登記料ヲ納ムル者ヨリ之ヲ豫納セシム可シ

第三十九條 登記所ニ於テハ評價人ヲシテ速ニ該物件ノ所在ニ就キ價格ヲ評定シ其評價書ヲ差出サシムル可シ

評價人中ノ一名意見ヲ異ニスルトキハ他ノ二名ノ意見ニ依リ價格ヲ定ム可ク各自意見ヲ異ニスルトキハ更ニ評價人ヲ撰定ス可シ

第四十條 登記法第三十三條ニ依リ評價ノ費用ヲ願人ニ負担セシム可キトキハ豫納金ヲ以テ之ヲ支弁シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス可ク不足スルトキハ願人ヨリ之ヲ納完スルマテ登記ヲ為ス可カラズ若シ登記所ニ於テ費用ヲ負担ス可キトキハ豫納金ノ全額ヲ還付ス可シ

資料VI 登記法施行後関係

〔前注〕前号に掲げた目録では、その最後に「登記法ニ関スル法律規則 司法省民事局」と題された三九丁の資料があることを示していたが、その内容については、なにも示していなかった。これは、必ずしも整理されたものではないが、つぎのような内容のものである。

- (1) 表紙〔上記の表題が書かれたもの〕 三六〇丁
- (2) 登記法前途の方針（總務局長 箕作麟祥） 三六一～三六八丁
- (3) 「二十三年八月司法省令四号区裁判所出張所管轄区域表」（表題のみ） 三六九丁
- (4) 「省令第七号制定ノ義伺 民事局」 三七〇～三七四丁
- (5) 「司法省第六〇七号 身代限財産取調ノ際地所建物舶ニ付登記所へ照会ノ儀」 三七五～三六六丁
- (6) 「司法省民際五八〇号」（登記法取扱規則第一一條第二項による合録で、物件多数の場合について） 三七七丁
- (7) 「司法省民第五八三号」（増抵当について） 三七八～三八〇丁
- (8) 「司法省民第五二九号」（登記事務練習について、各始審裁判所あて） 三八一～三八二丁
- (9) 「農商務省告示第九号」（特許意匠商標の登録について） 三八三丁
- (10) 「司法省民第三五五号」（共有の登記について） 三八四～三八六丁

- (11) 「司法省民第四四号」〔登記法第一六條〜第一九條の手續について〕 三八七丁
- (12) 「司法省民八一七号」〔戸長の自己の財産についての登記について〕 三八八丁
- (13) 「司法省民第九〇一号」〔登記法第九條の手續について〕 三八九丁
- (14) 登記機関及び登記事務一般その他〔登記法に関する問題点のメモ〕 三九〇〜三九八丁
- 以上のうち、(2)(8)(14)を資料として掲げることとする。

資料VI(1) 登記法前途の方針(總務局長箕作麟祥)

〔前注〕この資料の一枚目に、福島メモにより、「M二三・一一・一一、登記法前途の方針 各裁判所あて司法省通牒」と記されている。この文書自体には表題はない。

(二六一〜二六八丁)

司法省總第八九号

元来我国ニ登記法ヲ施行セラレタルヤ土地原簿ナルモノヲ裁判所ニ備置キ人民ノ不動産所有ノ權利ニ関スル登録ヲ為シ以テ所有者ノ權利ヲ鞏固ナラシムルヲ目的トスルニ在リ即チ現行登記法ハ土地原簿制ノ主義ニ依リ其登記簿ニ於テ物件ヲ基本トナシテ登録スルノ組織ヲ採用シ以テ数年ノ後完全ナル土地原簿ヲ編成センコトヲ企期シ而シテ新定民法ノ趣旨モ亦敢テ之ニ触レサルナリ然ルニ從來現行登記法ニ付キ世人其意義ノ在ル所ヲ詳カニ研究スルコトナク其請求手續ノ繁雜ヲ喋々ス此ニ於テカ登記法ヲ修正シテ一ハ以テ其請求手續ニ簡便ヲ致シ一ハ以テ民法ノ執行法タラシムル

ヲ期シ遂ニ法律第七十八号ヲ以テ改正追加ヲ公布セラレタリ是レ情勢ノ然ラシムル所又止ムヲ得サルナリ
今此改正法ヲ一見スレハ従来ノ登記法ノ精神ヲモ改メタルカ如シト雖モ其実然ラサルナリ乃チ第四十條ノ改正ハ土地
所有權上ニ變動アル場合ヲ俟タス其所有權ヲ保全スル為メニ登記ヲ為サシメ以テ人民ノ所有權ヲ確實ナラシメ即チ土
地原簿ノ主義ヲ保持セシムルニ在リ抑此規定ノ施行方法ニ付テハ頗ル考慮ヲ要スル所ニシテ乃チ人民ヲシテ煩累ヲ感
セシムルコトナクシテ能ク其目的ヲ達セサル可カラサルナリ故ニ此施行方法ニ関シテハ更ニ訓示セラル、コトアル可
シト雖モ先ツ之ヲ略述スレハ即チ地方裁判所長区裁判所長等ニ於テ地方官郡区町村長等ト協議シテ人民ニ示スニ法律
ノ意義ヲ以テシ勉メテ速カニ各其所有權ノ登記ヲ請ハシメ中ニハ登記ノ謄本ヲ以テ之ヲ以テ従来ノ地券ニ換用セント
欲スル者アラハ即チ之ヲ交付シ専ラ人民ノ所有權ヲ保護シ以テ能ク其堵ニ安ンセシムルニ在リトス蓋シ地券ヲ廢止シ
タル今日ニ於テハ此登記ヲ以テスルノ外正ニ人民土地ノ所有權ヲ証シテ之ヲ保全スルノ方法更ニ之ナシト云フヘシ
登記法第四十條ヲ改メ郡区戸長ノ證明ヲ要スル手續ヲ削除シタルニ因リ将来登記ヲ為スニハ偏ニ登記請求者ノ證明ニ
因ルノ外ナキナリ而シテ其證明ニシテ果シテ悉ク適実ナルモノナラハ即チ可ナレトモ従来ノ実験ニ徴スレハ往々誤謬
ナキヲ免レス去迪〔さり〕とて。編者〕之ヲ法律ノ瑕疵視シ敢テ之ヲ救済セスシテ止ムトキハ當ニ土地原簿タルノ精神
ヲ失却スルノミナラス遂ニ人民ノ所有權ヲ保護シ能ハサルニ至ルヘシ当局者此ニ見ルアリテ國庫支出ノ多端ナルヲモ
顧ルニ違アララスシテ土地台帳ヲ謄写シ之ヲ各管轄区裁判所ニ備置キ登記官ノ登記スルニ方リ其請求者ノ證明ニ対照ス
ルノ用ニ供セシメ以テ適実ナル登記ヲ為スノ便ヲ得ンコトヲ企圖シタルハ其方案ノ決スル將ニ遠ニ在ラサル可シ必竟
浩瀚ナル全国ノ土地台帳ヲ謄写スルハ實ニ大事業ナルヲ以テ到底一朝一夕ノ能ク成功セシムヘキニ非サレハ此謄本ヲ
備ヘサル間ハ裁判所ニ於テハ登記請求者ノ證明ニ因テノミ登記ヲ為スノ止ムヲ得サルヲ以テ主任者ハ一層慎重懇到ノ
取扱ヲ為シ成ルヘク誤失ニ陥ラサル様注意シ登記簿ノ信用ヲ失ハス人民ノ損害ヲ致サシメサルヘキハ勿論若シ其証明

ニシテ不十分ナリト思料スルトキハ先ツ登記請求ヲ受付置キ裁判所ヨリ土地台帳所管廳ニ照會シ善ク之ヲ確メタル後
登記ヲ為スヲ要ス

又土地台帳謄本ノ備付ケアルノ日ニ至レハ未登記ノ土地ニ付テモ変更ヲ生シタル場合ニ於テハ土地台帳所管廳ヨリ通
知ヲ為スヘキ方法ヲ定ムルノ豫圖ナレハ其通知アルトキハ一ニ土地台帳謄本ニ就キ之ヲ訂正シ以テ正確ナル登記ヲ為
ス材料タルノ実ヲ失ハシメサルコトニ注意スルヲ要ス

右ハ登記法ニ関スル前途ノ方針ヲ略述スルモノナリ心得ノ為メニ通知ニ及候

明治二十三年十一月十一日

總務局長 箕作麟祥

各裁判所 御中

資料 VI (2) 司法省民第五二九号 (民事局長 南部甕男)

〔前注〕これは、VI 前注に示した(8)の文書である。明治一九年の登記法施行後に登記事務の担当者を養成する
ための「登記事務練習」について通達したもので、興味あるので、掲げた。

(三八二丁〜三八二丁)

司法省民第五二九号

今般登記事務練習ノ為メ出京中ノ裁判所書記帰任ノ上ハ管下治安裁判所ヨリ登記事務ニ従事セシムヘキ書記一名宛ヲ
招集シテ登記事務ヲ練習セシメ又地方官ト協議ヲ遂ケ承諾ノ上ニ曩ニ登記所トシテ開申相成タル郡役所ニ於テ登記事

務ニ従事セシムヘキ郡書記一名宛ヲ始審裁判所ニ呼出シヘ郡書記ノ旅費等ハ郡長ノ費用ニテ支弁スルコトニ協議アルヘシ(編者がへゝを付したこの部分は「二行書きである。」治安裁判所書記ト同時ニ練習セシメ尤モ地方官ニ於テ郡書記ヲ始審裁判所ニ呼出シ練習セシムルヲ不都合ナリトノ見込ナレハ治安裁判所ニ於テ練習セシムル等便宜ノ取計ヲ為スモ妨ケナシ登記所トナルヘキ戸長役場ノ戸長又ハ其役場吏員モ亦夕前段郡書記ニ於ケルト同様ノ協議ヲ以テ適宜ニ治安裁判所又ハ郡役所ニ於テ練習セシムル様相成度此段長官ノ命ニ依リ申進候也

明治十九年十一月二十六日

司法省民事局長 南部甕男

始審裁判所長 御中

資料VI(3) 登記機関及び登記事務一般その他

〔前注〕これは、VI前注に示した(14)の文書であつて、本資料の末尾に置かれている。登記法がもっていた問題点を摘記したものと思われるが、だれの手になるかは不明である。いずれにしろ、平仮名で書かれているので、公文書ではなく、私的メモであることは間違いない。福島先生の覚書である可能性が強いと思われる。

(三九〇丁〜三九八丁)

登記機関及び登記事務一般

(I) 判事の干与

実体上の問題等につき、判事を実際に干与せしめる要なきか、その方法

(II) 登記掛員の待遇

増員と待遇改善

(III) 登記代書は必要か

登記所から申請書雛形を提供して記入させる方法は如何(但し複雑なものは仕方ならん)

(IV) 登記書類を郵便で送付させるのは、登録税関係で不能か

登記申請の調査

(I) 保存登記における調査方法

(A) 物件

(イ) 土地 (a) 登記所に土地台帳謄本を備へ、及び申請者に右を提出せしめるにて可か

複雑な分合等の場合の処置

(b) 登記所に正確な土地圖面を備付ける要なきや

(ロ) 建物 (a) 建物証明制度を法規で一定する要なきか

(b) 土地所有者の証明(一〇六條の一、二、三) 廃止すべきや

(c) 圖面は不要か、活用し得る餘地あるか

(d) 敷地との関係(たとえば登記番号何号の土地、その内の何号建物等) 明示の必要なきか

(B) 権利

権利の証明をもつと完全にする必要ないか

登記簿の構造

(I) 用紙の区分

甲乙で可か、甲、乙、丙(用益権)位が可か

(II) 用紙の継続

乙区欄で常に継続されるか。乙区を拡張する可否

(III) 見出帳の構造

(之こそ先にカード式にしては如何)

(I) 「マ、。編者」登記簿の構成

根本的にカード式にできぬか

豫備登記

(I) 仮登記

(イ) いかなる場合に為さるるが多きか

(ロ) 仮登記の後になされたる本登記(所有権)を抹消せずして仮登記を本登記とすることの可否、その事例

(ハ) 仮登記のまゝで本登記請求権消滅せるもの残存の例及び対策

(ニ) 仮登記を許す範囲を現行より明確にし、或は拡張し或は制限する要ありや

(ホ) 競落等の場合、賃借権仮登記は一応嘱託で抹消してしまふことの可否(ハ)と関聯)、不服者に回復の訴を起さしむ

〔後記〕

一 民法から見た本資料の意義

以上に紹介した福島筆写文書は、旧登記法の立案作業が内務省から司法省に移されてから、一八八六年(明治一九年)の法成立に至る過程について、われわれに教えてくれる貴重な資料であることは明らかである。一部の資料(Ⅰ(2)、Ⅱ(1)~(4)、Ⅲ(1)、Ⅴ(1))は、他にも同じ内容のものが残されているが、それ以外のもの、とくに、司法省が内閣に提出した原案が修正されていった過程を示す資料などは、この筆写文書によってのみ知ることができるものである。

この文書を読んでいて、とくに民法の観点から気付く重要なポイントはつぎの通りである。

(1) 旧登記法が収税すなわち国庫収入の増加と公証すなわち国民の財産の保護と明確化という二面性をもって作成されたことは、福島先生の研究によって提起された重要な観点である。この両者への比重のかけ方がどうであったかということは、日本の私法史全体の評価にもかかわる大事な問題である。この資料は、この点について、従来の資料に加えて重要性の高い材料を提供してくれている。

(2) わが国の不動産法制が、土地と建物を別個の不動産としていることは、わが国私法の根幹にもかかわる重要な特徴、私の見解では欠陥である(近代私法における不動産は、土地建物を一体として把握してのみ、適切な法制度たりうる)。なぜ、そのようになったかは、いまだに解けない謎である(清水「わが国における登記制度の歩み」、日本司法書士会連合会編『不動産登記制度の歴史と展望』、有斐閣発行、一二三頁、一二五頁、一三六頁、一四七頁、一五三頁、一七一頁、一

七四頁参照、我妻Ⅱ有泉Ⅱ清水(補訂)『新版コメンタール民法総則』、日本評論社発行、一六四頁、一六六頁、参照)。

私は、旧民法(ポアソナード民法)およびその修正案として現行民法の法典調査会に提案された原案では、土地建物は一個の不動産としてとらえられていたと思う。それが、法典調査会での審議(現行の第三七〇条に当たる条文の審議)で委員の多数意見により建物は土地とは別個の不動産とすることになったという経過があるが、これだけが原因であると考えるのは、浅薄な見解であると思う。それ以前に、これらの委員の頭を支配していた、土地と建物は別であるという不動産概念の根拠を問う必要がある。これを、日本固有の旧慣にせいに帰するのも、また正しい見解ではない。

私の考えでは、明治初年の地券制度の実施過程、それを受けての登記制度の成立過程にかなり重要な原因が秘められていると思うのである。本文書は、この問題にも、重要な手がかりを与えてくれる。すなわち、登記制度上、いつどのようにして、建物登記簿が土地登記簿とは別個に作成されることになったかが、謎を解く重要な鍵であると考えるのであるが、この資料は、司法省による立案の当初からそのように、それがあたかも当然であるかのように、扱われていることを明らかにしているのである。そのことが、のちのちまでわが国の私法制度に残した禍根を考えると、ここでなぜ模範とした独仏の不動産制度との違いに気付かなかったのかと恨まれるのである。

(3) 独仏の登記制度を模範にしたといったが、司法省の最初の考えでは、フランス流に所有権と抵当権は別個にする案をもっていたことが明らかになった(資料V(1)第一九条)。その次の案でこれが一体化され、物的編成主義をより徹底したドイツ流のものに改められたのである(資料V(3)第二九条。清水・前掲一三六頁、一四七頁参照)。

(4) (2)で述べたことのほかに、もうひとつのわが不動産制度の大きな欠陥は、地籍の不備である(清水・前掲一四六頁、一六九頁、一七一頁参照)。この点は、明治初年に土地台帳との関連もあって、登記事務担当者が大いに悩ま

れたところではないかと思われる。それに対して、為政者には、国民のためにまず地籍を明確にすることの必要という考慮などは露ほどにも存しなかった。この文書のなかには、この点の問題点に触れるものがある（例えば、資料 VI (1) など）。

以上に挙げた諸点で、本文書は、わが国の不動産制度を大きな視野から考察する上にも貴重な材料をわれわれに与えてくれているといえる。

(清水誠)

二 登記条例に関する司法省決裁稟議書

福島筆写文書には、二種類の司法省稟議書が含まれている。いずれも、本稿において収載した資料からは洩れたので、ここで触れておきたいと思う。

その第一は、「明治十九年四月二十一日」付のもの（四・五丁）であり、もう一つは、「明治十九年一月廿五日」付のもの（六・七丁）である。後者からは、明治十九年の登記条例（案）が司法省より内閣へ提出された過程の一端がうかがわれる。日付順に後者から見ておきたい。

明治十九年一月廿五日 第 号

卿 ○ 登記條例取調委員「犬塚」

輔（三好）

登記條例并附属書類共別紙目録ノ通起草結了候ニ付内閣へ御請議可相成哉仰高裁候

但本件ハ内務大蔵両省へモ関係ヲ有スルモノニ付先以右両省へ御協議ノ上連署御請議可相成ハ通常ノ手續ニ候

得共高命ニ依リ本件ハ不及其議候尤一切ノ書類ハ右両省大臣へ尅部ツ、回送シ置候

〔朱書で。編者〕本按請議書ハ本日進達セリ

明治十九年一月廿五日（高野）

この稟議書によれば、決裁欄に、「卿」「輔」とあり、太政官時代の官職が使われている（ただし、「大輔」が廃止され、「次官」となるのは、明治十九年とされ、各省官制の整備による）。福島筆写文書で特に興味深いのは、「輔」に、「三好」の押印がある旨の記載がなされていることである。資料Ⅱ(1)に見られるように、登記條例の立案には、司法大輔岩村通俊がかかわったと考えられるが、決裁の時には三好退蔵が関与していたわけである。

また、この稟議書には、登記條例取調委員として「犬塚」とあり、おそらく、犬塚盛巍（山形藩士）が稟議したものであると思われる。

稟議書は、「卿」及び「輔」によって認められた後、同日中に内閣に提出されている。その際、末尾への押印から、その任には、大秘書官であった高野真遜があたったと考えられる。

このほか、但書部分には、この草稿は本来内務大蔵両省との協議の上請議するのが通常の手続きであるが、「高命」により協議を経ずに請議し、両省大臣一部づつ回送した、という記載が残されている。両省との関係を考える上で、興味深い一文である。

もう一つの稟議書は、登記條例取扱手続案関係（資料Ⅴ）のものである。

明治十九年四月二十一日

大臣 登記條例取調委員〔犬塚〕

次官

嚮ニ登記條例取調委員ノ命ヲ奉シ既ニ別紙ノ如起草結了セシニ付本年一月廿五日ヲ以テ請議ノ為メ内閣へ御提出相成居候然ルニ爾來勅令第一号ヲ以テ公文式ヲ定メラレ又閣令第三号ヲ以テ歳入歳出仮規則ヲ制定セラレ候ニ付テハ該條例ニハ別ニ關係ヲ有セスト雖モ之ニ属セル当省限りノ全達案ハ右公文式ニ據テ自ラ之件ノ修正ヲ要シ殊ニ登記取扱手續中税金及手数料等納付方ノ如キモ右出納規則ノ手續ニ據ラシメサルヲ得ス旁以テ別紙付箋ノ如ク修正案ヲ付シ更ニ仰高裁候

付箋

レタリ 本案ヲ草シ長次官へ提出シタル処現今請議中ニ係ル登記條例決定迄姑ク本案修正ノ儘据置ヘキ旨ヲ命セラ

四月に至り、右に引用したような稟議書が、犬塚によって提出された。それは、内閣に対して、登記條例案とともに、参考のために提出した「達案」について、その修正を必要としたため、新たに修正案を提出したというものである。しかし、この稟議書には、大臣・次官の押印は示されておらず、末尾に付された付箋から、「据置ヘキ」とされたことがわかる。前述の稟議書に見られたような、末尾への日付付記や押印が示されていないことから見ても、司法省内部での修正案としてそのままにされたことが理解される。

興味深いのは、この修正（資料V(1)（イ）朱書・付箋による修正）が公文式の制定をうけて作成されたとされながら、

これに対応した修正は部分的であったのに対して、閣令第三号歳入歳出仮規則制定による修正箇所（前掲資料には、この修正箇所が一つひとつ付箋を貼り付け丁寧に表示されている）が多く、また、いち早くなされていることである（たとえば、「大蔵省為替方」が「現金支拂所」に修正）。「当省限り」の達案でありながら、内閣（及びおそらくは大蔵省）に対して敏感であることを伝えており、登記條例制定の意図が、どこにあったかを窺うことができよう。

この稟議は、認められなかったが、これは、司法省提出になる登記條例が法制局において修正され、また、法律として制定されることとなり、元老院への下付・議定を経なければならなかったからである。登記取扱手続については、改めて司法省内部で修正・起草する必要があったと推測される。

最後に、若干の感想を記しておきたい。

右に記したように、福島先生の筆写には、原本に存在した注目すべき特徴が、先生の目を通して残されている。原本が失われたことは返す返すも残念なことではある。しかし、原資料についてもっとも確かな目で検討された先生の残された筆写である。それらが我々に伝えてくれるものは、その内容に限らず、思いのほか数多く存在するのではなからうか。この度の私たちの作業は、資料紹介にとどまったが、時期を見て、改めて検討の機会を持ちたいと考えている。

（高橋良彰）

三 福島正夫先生と登記制度研究

福島先生の広範な領域にわたる研究業績の中にあつて、地租改正・登記制度など土地制度史の研究は、戦前から戦後を通じ先生が一貫して取りくんだ重要な分野であつた。先生の研究活動は、維新时期土地法研究にはじまり、そのスケールの大きな研究構想（昭和二三年三月「形式的土地法の発展に付いて（我国の不動産登記法の歴史的発達）」、同年八月

「改訂目次大綱」、福島正夫著作集第三巻「解題」〔丹羽邦男執筆〕五五八頁以下参照)のうち最初に結実をみたのが、前回の「解説」でふれた先生の登記制度研究三部作の一つ「旧登記法の制定とその意義」である。後年先生は、このことに関してつぎのように述べている。

私は、明治初年の形式的土地法、地券手続や公証制度を研究し、その延長として、旧登記法におよんだ。のちに戦災で焼失した司法省の資料ととりくみ、まとめたのが「旧登記法の制定とその意義」で、法学協会雑誌に資料としてのせてもらった(昭和十五年第八、一〇、一一号)。昭和十三年八月の計画目次第三編第一章に当る。戦前、これのほかには「明治維新の土地改革」の小編を満州国の地政(昭和十六年五月)に発表しただけである。

(「津田左右吉博士と土地制度研究」書斎の窓一〇七号、一九六三年二月)

六年半の軍隊生活・抑留生活ののち研究を再開した先生が、その生涯において取り組んだ研究テーマは、地租改正・登記制度など土地制度史をはじめ、林野入会、戸籍制度・「家」制度など家族法史、地方制度史、民法史、金融担保法史、司法制度、法思想、西欧法の継受に関する理論的研究など、日本近代法史研究の重要な領域をほとんどカバーしたほか、中国・旧ソ連をはじめ社会主義法研究の領域にまでおよんでいる。こうした広大な研究活動のなかで先生は、戦前に構想し書きためた原稿や収集・筆写した資料に、戦後再開した資料収集の成果を加えて、戦争で中断された土地制度史の研究に精力的に取り組んだ。かかる研究の一環をなす登記制度研究に関する先生の論文は、つぎに示すごとく十数編にのぼる。

- ① 「不動産登記法の実際問題」(法律時報六一一、一九三四年一月)
- ② 「明治初年の建物取引制度と家券」(法律時報二一一七、一九三九年七月)
- ③ 「旧登記法の制定とその意義(一、二、三)」(法学協会雑誌五七―八、一〇、一一、一九四〇年八、一〇、一一月)
- ④ 「日本における不動産登記制度の歴史」(法律時報二四―三、一九五二年三月)
- ⑤ 「日本資本主義の発達と私法(一、二、三)」(法律時報二五―一、五、七、九、一一、一九五三年一、五、七、九、一一月)
- ⑥ 「財産法(法体制準備期)」(講座『日本近代法発達史』I、勁草書房、一九五八年二月)
- ⑦ 「地租改正の研究」(有斐閣、一九六二年九月。同「増訂版」一九七〇年一一月)
- ⑧ 「土地制度―日本土地制度の発展とその特色」(日本司法書士会連合会全国研修会叢書、一九六八年四月)
- ⑨ 「地租改正」(吉川弘文館、一九六八年、〇月)
- ⑩ 「わが国における登記制度の変遷」(香川保一編『不動産登記の諸問題』上巻、帝国判例法規出版、一九七四年九月)
- ⑪ 「明治十五年の身分登記条例草案―大隈重信建議を發端として」(早稲田法学五〇―三、一九七五年三月)
- ⑫ 「近・現代土地制度史」(北島正元編『体系日本史叢書7土地制度史II、山川出版社、一九七五年五月)
- ⑬ 「土地に関する民事法令の形成」(丹羽邦男と共同執筆)(福島編『日本近代法体制の形成』下巻、日本評論社、一九八二年一一月)

先生は、登記制度研究三部作の一つである⑩論文の「はしがき」で、戦後の該研究に関してつぎのように述べている。

原資料（「福島筆写文書」の原物―筆者注）は戦災に遭ったが、その後長年の応召生活をへて帰国したとき幸いにも旧原稿と謄写資料は大部分保存されていた。私は戦後この研究をつづけて大蔵省、法務省、国学院大学梧桐文庫等の諸資料に接した。以上により前掲拙稿（③論文―筆者注）は大きな補訂を必要とする。本稿では紙幅制限から記述をできるだけ節略し、時期も明治三十二年二月の不動産登記法制定公布までとし、詳細な研究を発表する企図は後日にゆずりたい。

このように先生は、登記制度研究に関する以上の諸論文に満足せず、さらなる基本資料の収集と、とくに維新前の土地登記制度ならびに登記法制定の前段階（維新後の地券制度と公証制度の形成）についての分析をふまえた詳細な研究を後日に期した。

先生が逝去されたいま、かかる課題は後進の私達が引きつがねばならない。

（吉井蒼生夫）

お断り・訂正・正誤

(1)前号で、「コト」を示す「丁」の字について「一」という活字が入ってしまうという誤りがありました。今回は、これをすべて「コト」と表示することになりましたので、ご了承ください。

(2)前号の《目録》（一六〇頁）の二二に「登記所数《全国の登記所のリスト》と表示しましたが、「登記所数《全国の登記所の府県別の数のリスト》と訂正します。

(3)前号の「正誤表」を次頁に示す。

頁	行	誤	正
一七五	九	為サシメル	為サシメサル
一七四	二	行フ初二	行フノ初二
一七三	一八	戸長	区戸長
一七二	一六	之二	互ニ
一七二	七	性向	性行
一六九	二二	固フシ	固クシ
一六八	七	鬪訟	詞訟
一六七	一六	地主ノ所有権ヲ固フスル	地主現在ノ所有権ヲ固クスル
一六五	一一	重複シテ	重複ニシテ
一六五	一八	金高著シキ	金高二著シキ
一六五	一五	昇低	昂低
一六五	一二	課税スルノ	課税スルニ
一六五	一一	何分一ノ	百分一ノ
一六五	八	傷クルノ断	傷クルノ漸
一六五	八	財産移動	財産移転

一七七	三	治安裁判所ノ	治安裁判所登記課ノ
一八九	四	其權衡ヲ	其權衡平ヲ
一九〇	一四	五千七百貳拾万八千八百拾壹円	五千七百貳拾万八千八百拾壹円
一九二	三	概算定	概定
一九四	一四	百貳拾六円四拾九銭八七厘	百貳拾六円四拾九銭七厘
一九七	三	平均一ヶ月	平均一ケ年
	二	登記簿調製又	登記簿調整及
	四	三分三厘	三分二厘
一九九	一二	十五万三千四百九十九円	十五万三千四百九十九冊
二〇〇	一二	依テ	依リ